

静岡市民生委員・児童委員等の活動環境の整備に関する検討会
報告書

令和6年3月

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課

目次

1 はじめに.....	- 1 -
2 背景	- 1 -
(1)民生委員・児童委員とは	- 1 -
(2) 民生委員・児童委員の歴史	- 2 -
(3) 関係機関における検討・対応	- 2 -
(4) 静岡市における検討・対応.....	- 3 -
3 現状分析	- 4 -
(1)問題の所在	- 4 -
(2)地域・市民のニーズ.....	- 4 -
(2)民生委員・児童委員以外の仕組み・体制	- 8 -
(3)静岡市の民生委員・児童委員の仕組み・体制	- 9 -
(4)まとめ	- 15 -
5 課題に対する基本的な考え方	- 15 -
6 具体的な取組(案)	- 16 -
(1)活動の量・幅広さへの対応策(業務の再検討・簡素化・効率化) ...	- 16 -
(2)活動の分かりにくさや不安からくる精神的負担への対応策(活動 のサポート・明確化)	- 19 -
(3)活動のしやすい環境づくり(周知広報等)	- 23 -
(4)その他	- 24 -
7 成果指標等.....	- 24 -

資料編

1 はじめに

民生委員・児童委員は、救貧・防貧を中心とした地域住民への支援が主たる役割であった済世顧問制度からはじまり、時代の変遷とともに、今日では住民の立場に立って、広く地域住民の困りごとの相談にのり、援助活動を行っている。

地域とのつながりの希薄化や、地域課題の複雑・多様化という背景もあり、民生委員・児童委員の活動が多岐にわたっている現状があるが、生涯現役として働き続ける方も増える中で、地域福祉は担い手不足が大きな課題となっており、民生委員・児童委員も例外ではない。

静岡市は令和4年12月に一斉改選を経て、委嘱者が1,152人、充足率95.7%であった。政令指定都市の中では3番目に高い充足率ではあるが、一斉改選を経るごとに充足率は下がっている。

そこで、静岡市民生委員・児童委員等の活動環境の整備に関する検討会(以下、「検討会」という。)を設置し、今後も民生委員・児童委員をはじめとする地域福祉の担い手が、十分に力を発揮できるよう、活動環境の整備の推進方策を検討することとした。

本報告書は、令和4年12月の一斉改選前に民生委員・児童委員を対象にとったアンケートの結果等を踏まえつつ、令和5年6月から令和6年1月まで、4回の議論を経て、静岡市における今後の民生委員・児童委員の活動環境の整備推進方策をとりまとめたものである。

2 背景

(1) 民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱される、地方公務員法第3条第3項第2号に規定される非常勤の特別職の地方公務員である。民生委員・児童委員にはその職務の重要性から、守秘義務(民生委員法第15条)や政治的中立(民生委員法第16条)が課せられている。任期は3年であり、3年ごとに改選を行うが、静岡市では地域に根差した候補者を選出するために、各自治会・町内会へ選出・推薦を依頼、各学(地)区自治会連合会長等、および地区民生委員児童委員協議会会長の推薦を経て、民生委員法に基づき「民生委員推薦会」及び「民生委員審査専門分科会」での審査を行い、厚生労働大臣へ推薦が行われ、その後委嘱される。

民生委員の職務は、民生委員法第1条に「常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う」と規定される。具体的には、民生委員法第14条に、

- ① 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- ② 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- ③ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- ④ 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- ⑤ 社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他の関係行

政機関の業務に協力すること。

と定められている。

民生委員は児童福祉法によって児童委員を兼任することになっているため、民生委員は同時に児童委員でもある。児童委員の具体的な職務としては、児童福祉法第 17 条に、

- ① 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- ② 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
- ③ 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- ④ 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- ⑤ 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

と規定されている。

(2) 民生委員・児童委員の歴史

民生委員制度は創設以来 100 年以上となる長い歴史を持ち、国際的にみても特異な日本独自の制度である。民生委員制度のはじまりは、大正 6 年に発足した「済世顧問制度」と言われている。その後、全国には「方面委員制度」として普及していき、救貧・防貧を主な役割としていた。その後、昭和 21 年に「民生委員令」が制定されて以降、昭和 22 年の「児童福祉法」の制定において、民生委員は児童委員も兼任することが定められ、また、第二次世界大戦終戦後の遺族・母子世帯の相談援護を行う等、社会福祉関連法の整備が進められ、民生委員・児童委員はあらゆる社会福祉施策の推進に重要な役割を持つこととなった。

昭和 23 年には「民生委員法」が制定され、公的責任が明確化、民生委員は民間の奉仕者であることが確立された形となった。そして、今日では、民生委員は住民の福祉の増進を図るための活動を行うとその役割が定義されている。

制度発足以降、時代の変遷に合わせ活動が多岐に渡っている一方で、高齢化や担い手不足による充足率の低下などの、民生委員・児童委員の今後の活動維持への懸念が指摘されている。

(3) 関係機関における検討・対応

① 国(厚生労働省)における検討・対応

厚生労働省では、民生委員・児童委員が地域の要として活躍できる環境の整備を進めることを目的として、平成 25 年度に「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」を設置し、早期に対応できるものを中心に課題への提言を行っている。

具体的には、保険制度による補償制度を設けることや、活動費の増額検討、行政のサポート体制の構築、十分な研修機会の確保、民生委員・児童委員制度の理解促進などがあげられた。また、「時間をかけて慎重に検討するもの」として、民生委員・児童委員の活動範囲の整理、定数基準と地区割りの見直し、なり手確保の仕組みづくり、民児協の事務局機能の強化があげ

られた。

② 全国民生委員児童委員連合会における検討・対応

全国民生委員児童委員連合会では、平成 28 年に、民生委員制度 100 年の歴史の総括および現状の課題の整理をもとに、今後の民生委員・児童委員のあり方を検討するべく「これからの民生委員・児童委員制度と活動の在り方に関する検討委員会」を立上げ、平成 30 年3月に最終報告を取りまとめた。

その中で、関係者が取り組むべき事項がまとめられ、市町村には、定数の検証と民児協の分割の検討、候補者推薦方法の多様化、活動支援の体制整備、研修の充実、就業と委員活動の両立の支援策の検討などがあげられた。

③ 静岡県における検討・対応

静岡県では、令和元年に「民生委員・児童委員活動支援検討委員会」において活動負担の軽減および担い手の確保を目的とし、様々な活動支援策の検討が行われた。その結果、協力員制度の導入、新任委員向けQ&Aの作成、研修の充実といった具体策のほか、市町、市町社協共同体における活動支援策検討への取組依頼や定数の適正化・地区割りの再見直しなど、県下各市町に依頼が発出された。

(4) 静岡市における検討・対応

静岡市においても、地域福祉の推進や災害時の対応など重要な役割を果たしている民生委員・児童委員をはじめとする地域福祉の担い手が、住民の抱える課題の複雑化・多様化に伴いその活動が多岐に渡っている現状を踏まえ、今後もその力を十分に発揮できるよう、活動環境の整備の推進方策について検討するため、「静岡市民生委員・児童委員等の活動環境の整備に関する検討会」を令和5年5月に設置した。

令和4年12月の一斉改選時に、民生委員・児童委員を対象に行ったアンケート調査の結果や地域社会の現状を踏まえて課題を整理し、今後の民生委員・児童委員の活動を支援するための具体策をまとめた。

◆ 開催スケジュール

日付	内容
6月20日	・静岡市の民生委員・児童委員の状況整理 ・アンケート分析 ・課題整理
8月18日	・課題に対する具体的対策案検討①
10月23日	・課題に対する具体的対応策検討② ・報告書素案の検討
令和6年 1月29日	・令和6年度以降の取組検討 ・報告書検討

3 現状分析

(1)問題の所在

民生委員・児童委員については、民生委員の充足率が低下傾向であることや、委員の高齢化、就任後、複数期に渡って活動する委員の減少など、民生委員・児童委員のなり手不足が主な問題となっている。地域・市民のニーズに対して、民生委員・児童委員以外の仕組みや体制がどのように対応しているのか、また、民生委員・児童委員がどのように対応しているのかといった観点から、民生委員・児童委員の抱える問題について分析する。

(2)地域・市民のニーズ

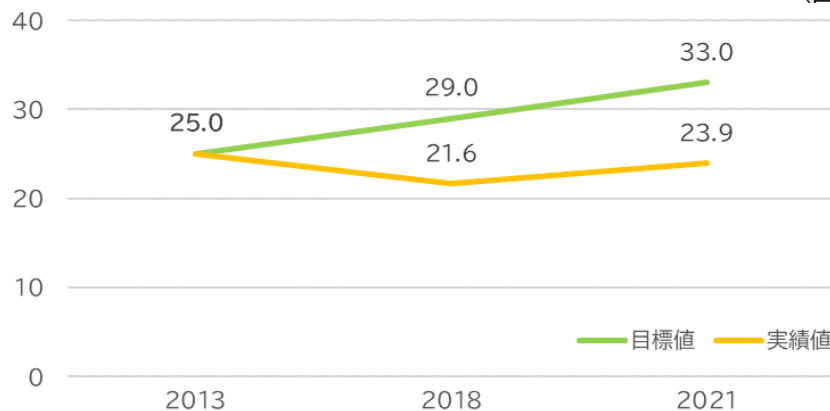
市民意識調査(R4 実施)では、「静岡市はセーフティネット(最低限の社会保障や生活保障のしくみ)が整備されているまちだと思う」市民の割合は、H25(2013) 32.0% → R3(2021) 41.4% と、上昇している。しかし、「普段生活する中で、特に悩みや不安は感じていない」人の割合は、H25(2013) 25.0% → R3(2021) 23.9% と、微減、最低限の生活保障は進んできていると感じられているが、日常生活において、何かしら悩みや困りごとを抱えている人は減っていないことがわかる。

◎セーフティネットが整備されているまちだと思う市民の割合(出典:静岡市調べ)

%	2013	2018	2021
目標	32.0	39.5	43.5
実績	32.0	39.5	41.4

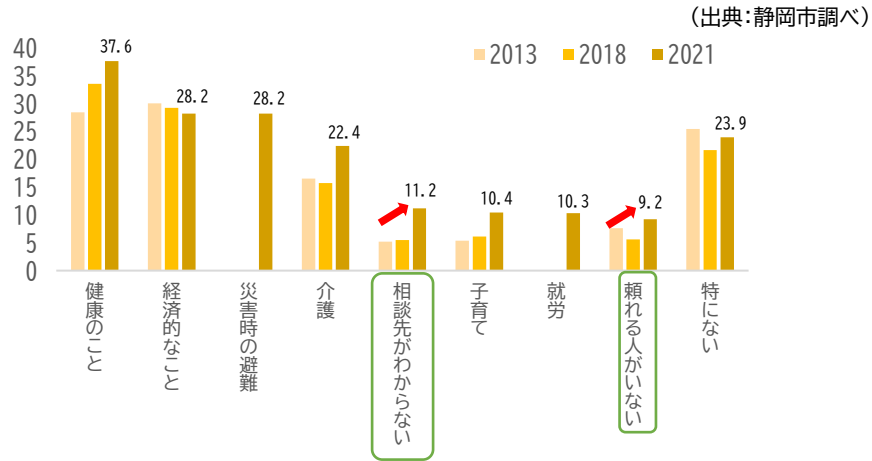
◎普段生活する中で、特に悩みや不安は感じていない人の割合(%)

(出典:静岡市調べ)



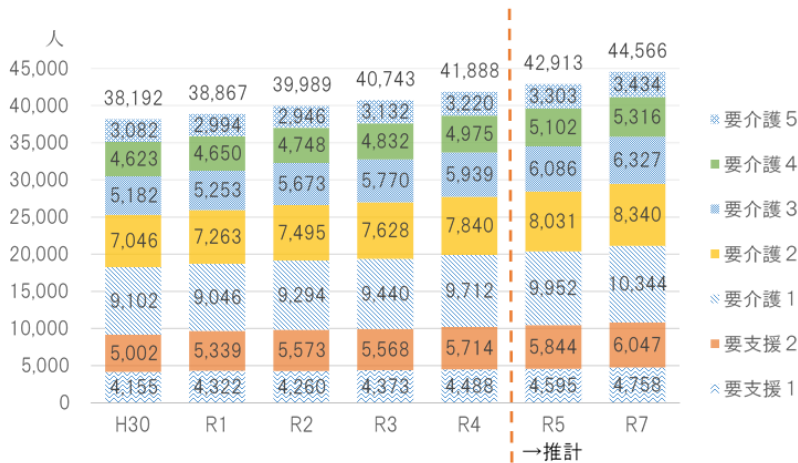
日常生活の悩みや困りごとの内容としては、「健康的なこと」や「介護」、「子育て」の割合が上昇を続けている。

◎日常生活の悩みや困りごとの内容(%)

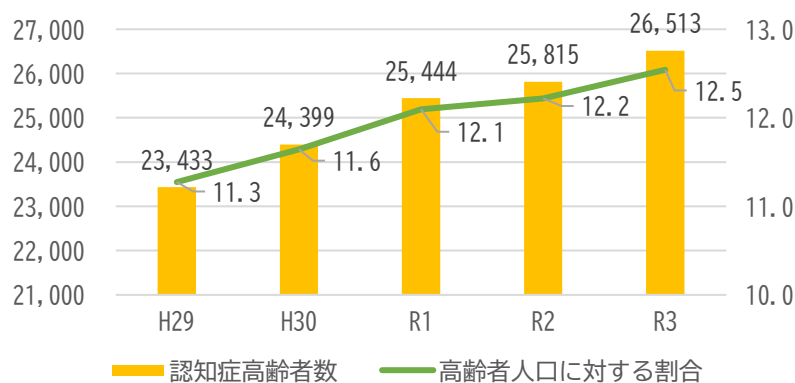


特に値の上昇がみられる「健康的なこと」「介護」については、高齢化による要介護認定者の増加、認知症高齢者の増加が考えられる。

◎介護保険事業における要介護認定者数の推移(出典:静岡市調べ)



◎認知症高齢者数の推移(出典:静岡市調べ)

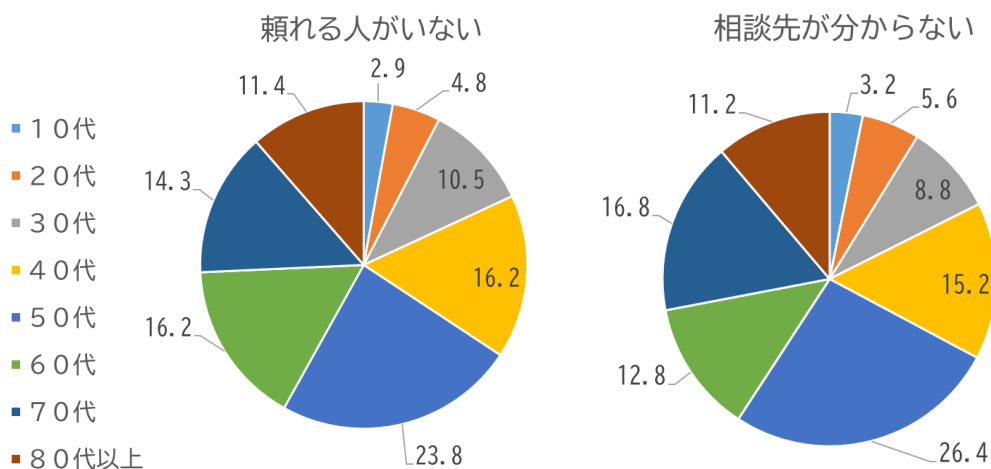


値としては高くはないが、近年の特徴としては、「相談先がわからない」「頼れる人がいない」と答えた人の増加である。

平成30年に、民生委員制度創設100周年記念事業の1つとしておこなわれた「社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査」では、全国約23万人の民生委員・児童委員を対象に、社会的孤立の実態を把握するためにモニター調査が行われた。その中では、「民生委員・児童委員がその人に関わろうとした時点で、周りに助けを求められる相手がいない状態、また、その人の周りにその人を気にかける人が誰もいない状態」を“社会的孤立”とし、そういった人(世帯)の支援を実際行ったことがあるかが調査されている。結果としては、約5.4万人の民生委員・児童委員がそういった人(世帯)の支援にあたった経験があり、これは全国の民生委員・児童委員の約4人に1人が社会的孤立状態にある人(世帯)の支援をした経験があるということである。このように、全国的に見ても、社会的孤立状態にある人(世帯)、または上述のような「相談先がわからない」「頼れる人がいない」といった困りごとを抱える人(世帯)など、社会的孤立のリスクをはらむ人への支援が求められている状況と言えよう。

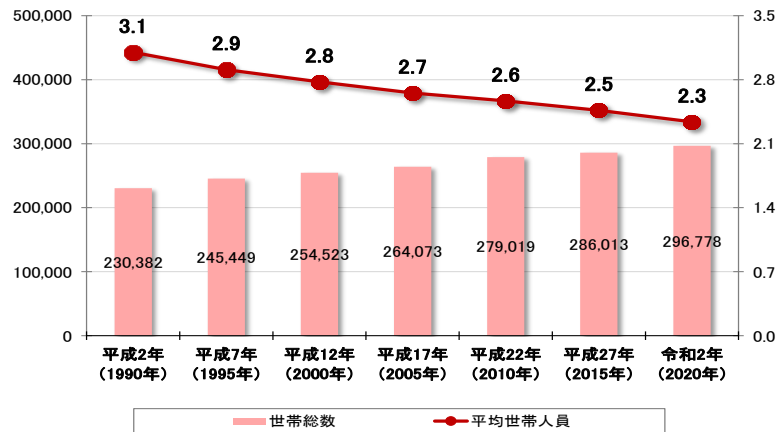
「相談先がわからない」「頼れる人がいない」と答えた人の年代別割合を見ると、50代以上が6割以上を占めており、特に、中高年齢層での孤独・孤立のリスクが高まっていることが分かる。

◎「相談先がわからない」「頼れる人がいない」と答えた人の年代別割合(%)

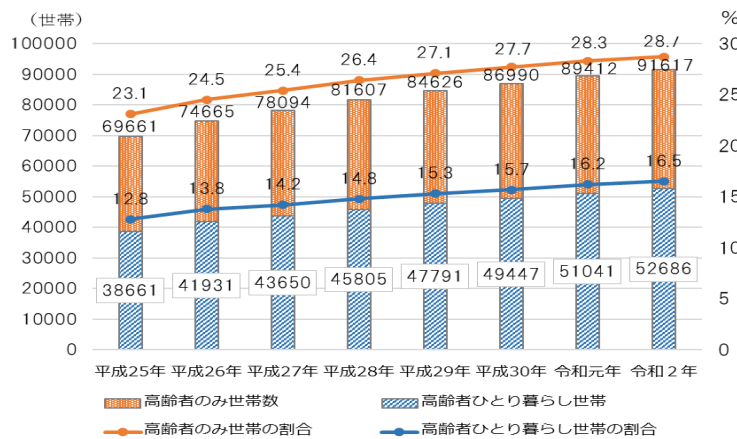


実際に、1世帯あたりの人数は減少し続けており、また一人暮らし高齢者も増加傾向にあることから、今後もその数は増えていくことが予想される。こうした状況から、これまでは家族が担ってきた入院・入所の手続き、終末期医療の判断、葬儀や遺品の対応などが行うことができない人も増えており、人生の最終段階での問題も深刻化している。

◎世帯数と一世帯あたりの人数(出典:静岡市調べ)

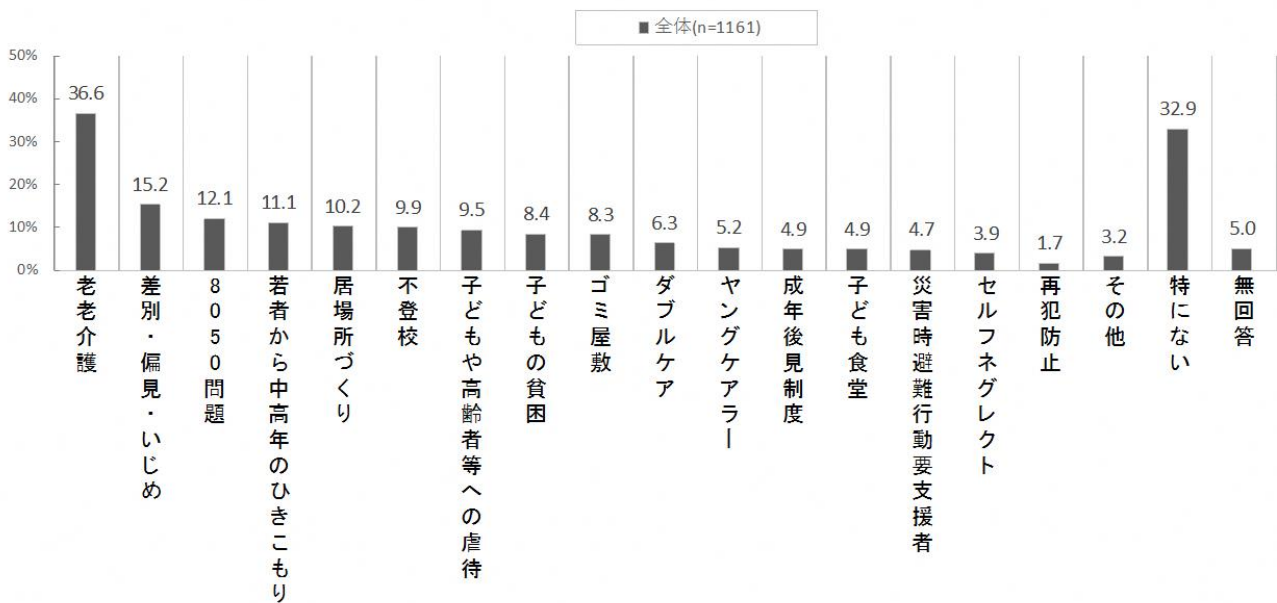


◎高齢者のみ世帯・高齢者単身世帯数の推移(出典:静岡市調べ)



また、地域福祉に関する市民アンケート(R3 実施)においては、「最近の地域福祉の課題の中で、あなたの身の回りでどのようなことが話題になっていますか」という問いに対して、「老老介護」の割合が高い。これは、高齢化や核家族化の影響を受けていると考えられる。そのほかに「8050 問題」や「若者から中高年のひきこもり」などの所謂“引きこもり”に関連した課題や、世帯の中で複雑化・複合化した課題を抱えていると思われる「ゴミ屋敷」「ダブルケア」「ヤングケアラー」なども多い割合ではないが、一定程度回答がされており、地域社会の中で様々な課題が顕在化していることがわかる。

◎身の回りで話題になっている地域福祉の課題(出典:静岡市調べ)



(2) 民生委員・児童委員以外の仕組み・体制

昭和 21 年の「民生委員令」が制定されて以降、様々な地域福祉関連法の整備が続けられている。それぞれの法整備が進む中で、分野ごとの公的な相談窓口や制度、サービスも整備されてきている。

それに伴い、市民の相談先としても、日常生活で困りごとや不安を感じた時に相談する相手として「家族」「友人・知人」に次いで「市役所などの行政機関」が選択されるなど、公的支援の普及が進んできた。

近年では、従来の窓口で待っているスタイルでは支援が届かない人がいることから、新生児全戸訪問事業や、高齢者保険事業と介護予防の一体的実施、重層的支援体制整備事業移行準備事業(アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)など、対象者の元へアウトリーチをし、フォローをするといった取組も進みつつある。

地域活動に目を向けると、住民一人ひとりが社会福祉に参加し、地域の中の支え合いの輪を育てていくための民間団体である地区社協は市内 74 ヶ所立ち上がっており、子育てサロンや S 型デイサービスなど、地域住民の活動・通いの場の運営等を行っている。地域の状況に応じて様々ではあるものの、地区社協を中心として高齢者の見守り訪問活動や買い物支援、移動支援など、地域の中でのニーズに合わせて支え合い体制が築かれている地域も多い。

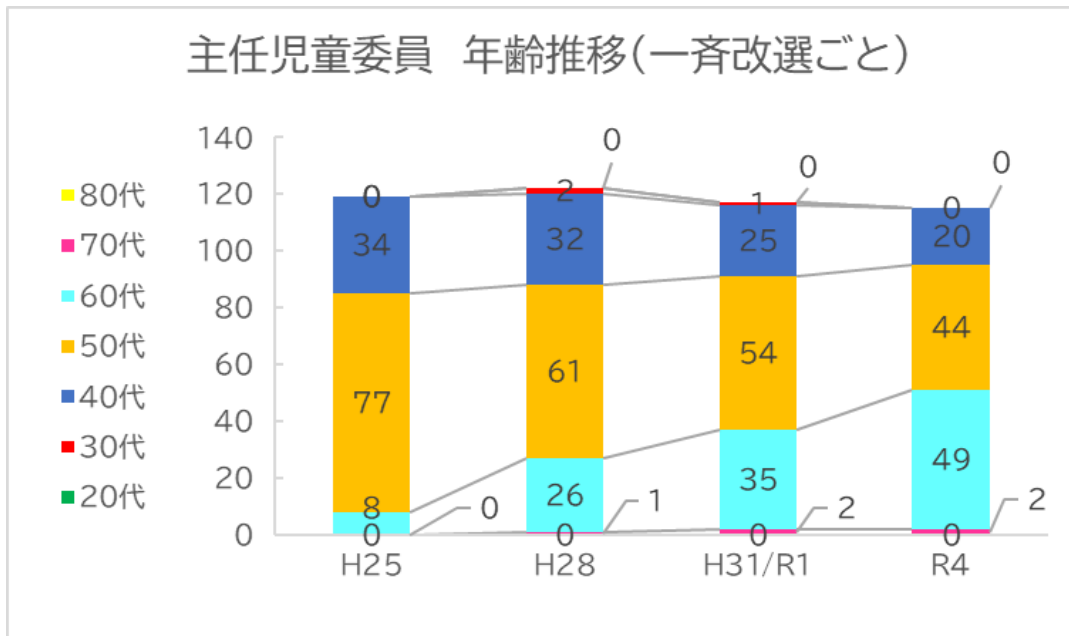
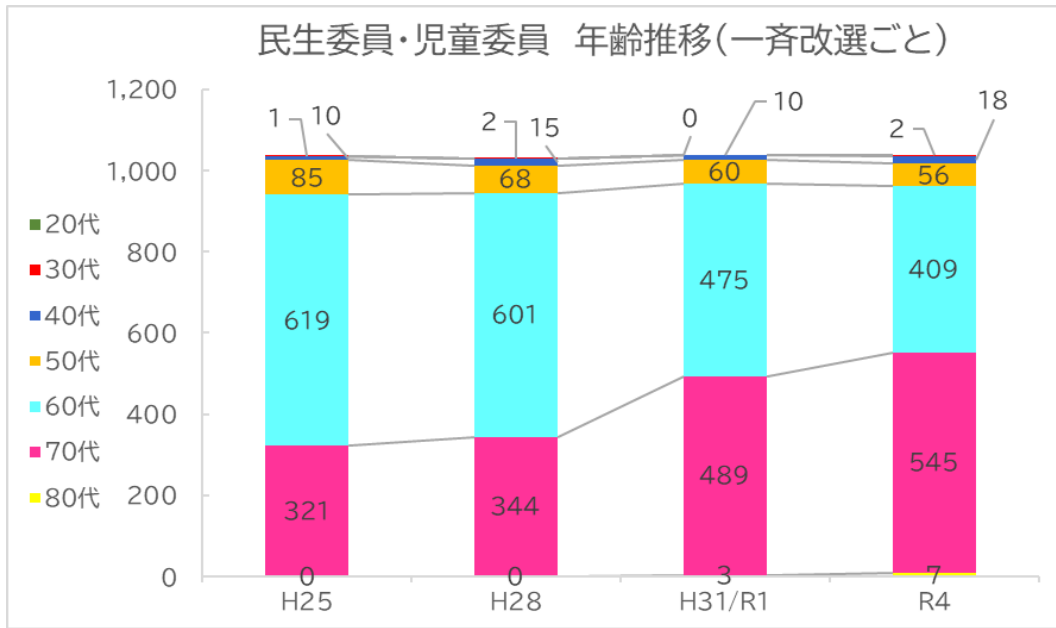
◎地域福祉関連法の制定について

年	内容
1947(昭22)	児童福祉法
1949(昭24)	身体障害者福祉法
1950(昭25)	生活保護法
1951(昭26)	社会福祉事業法(後の社会福祉法)
1960(昭35)	精神薄弱者福祉法(後の知的障害者福祉法)
1963(昭38)	老人福祉法
1964(昭39)	母子福祉法(後の母子及び父子並びに寡婦福祉法)
1997(平9)	介護保険法
1999(平10)	知的障害者福祉法
2000(平12)	社会福祉法 児童虐待防止法
2005(平17)	障害者自立支援法制定
2012(平24)	子ども・子育て関連3法制定(子ども・子育て支援法等) 障害者総合支援法
2013(平25)	災害対策基本法改正 生活困窮者自立支援法制定 子どもの貧困対策推進法
2015(平27)	介護保険法改正(地域包括ケアシステムの推進)
2016(平28)	障害者差別解消法
2020(令2)	社会福祉法改正(地域共生社会の実現)
2023(令5)	孤独・孤立対策推進法制定 こども基本法

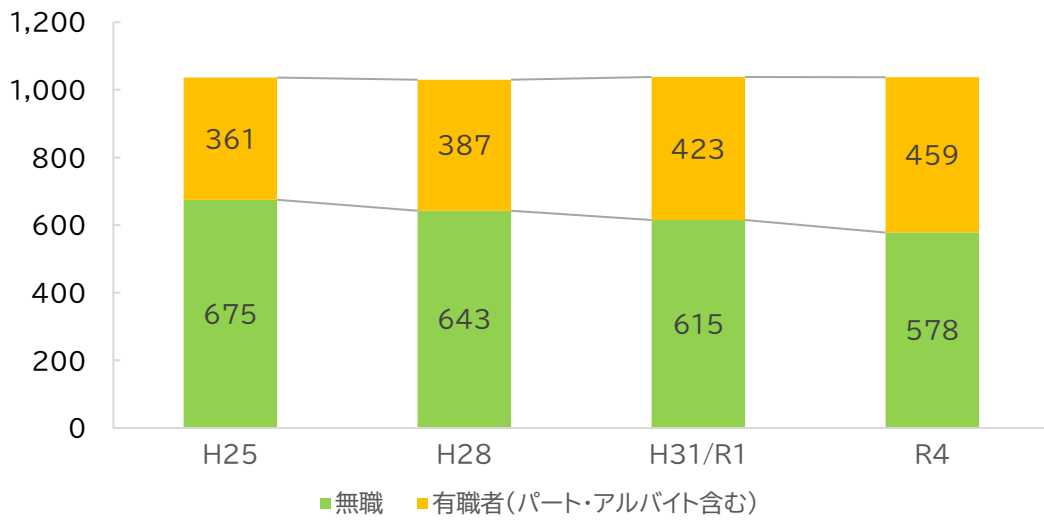
(3)静岡市の民生委員・児童委員の仕組み・体制

静岡市の民生委員・児童委員は、R4.12の一斉改選を経て、1,152人(定数:1,204人)となっており、充足率は、95.7%となった。民生委員の充足率は、平成25年の一斉改選時と比較すると2.8%低くなっている。

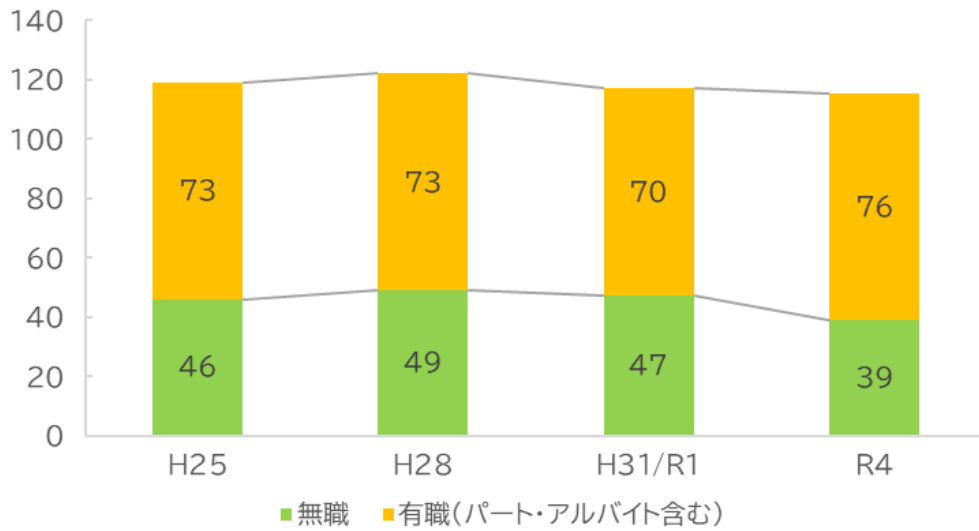
また、近年では民生委員・児童委員のうち70代以上の占める割合、主任児童委員のうち60代以上の占める割合が増加しているほか、民生委員・児童委員については有職者の割合も増加している。今後も、定年の引上げなどに伴い、高齢者も働く割合が増加すると考えられることから、民生委員・児童委員の担い手も高齢化、有職者率の増加が続いていくことが予測される。



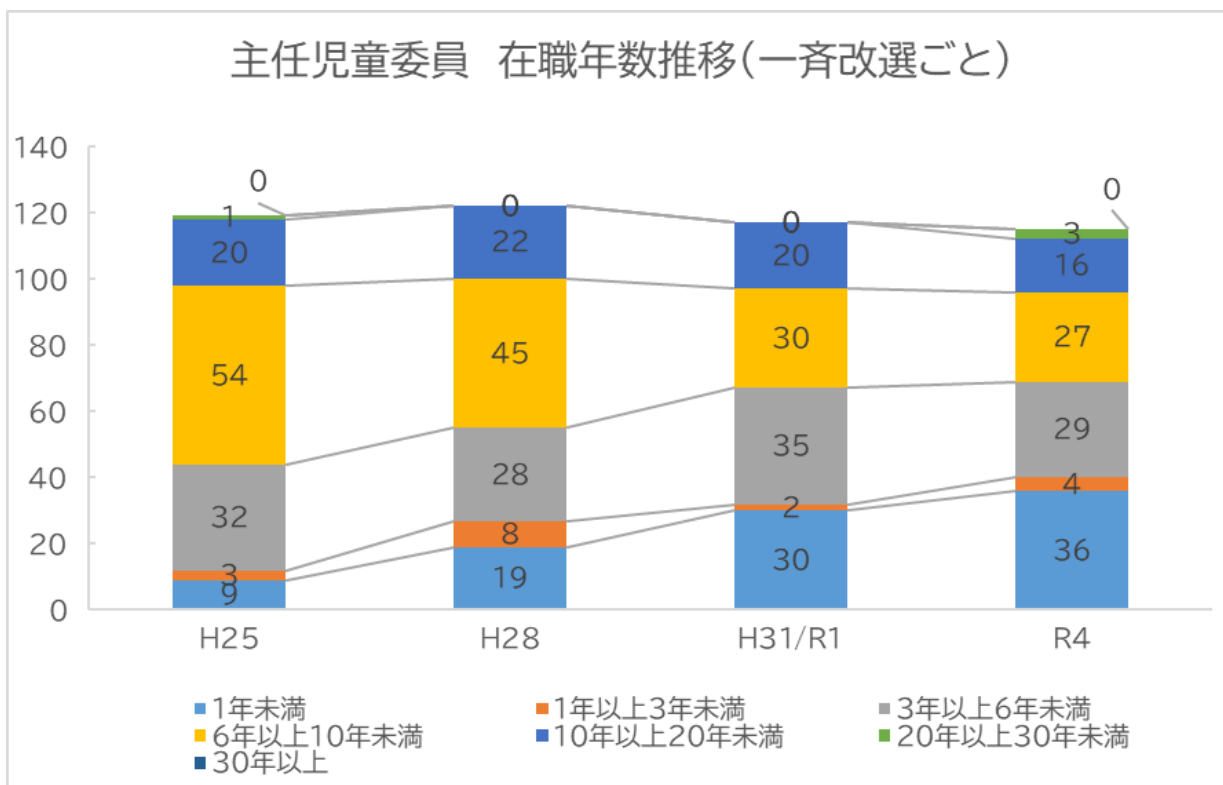
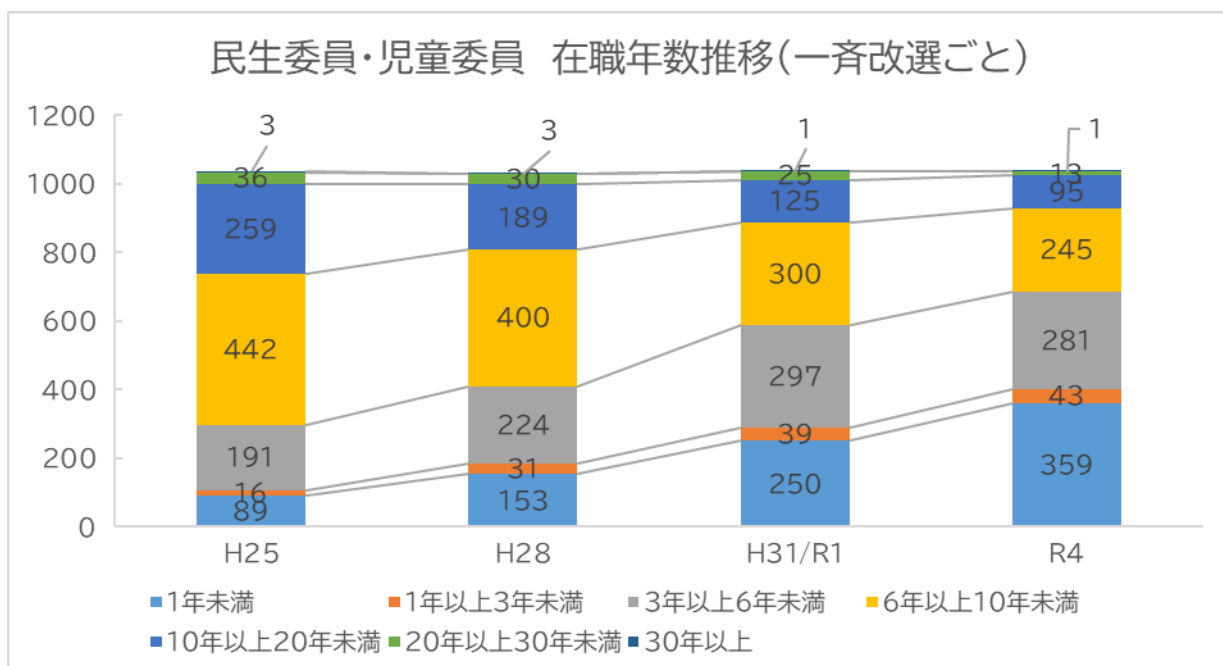
民生委員・児童委員 有職/無職推移(一斉改選ごと)



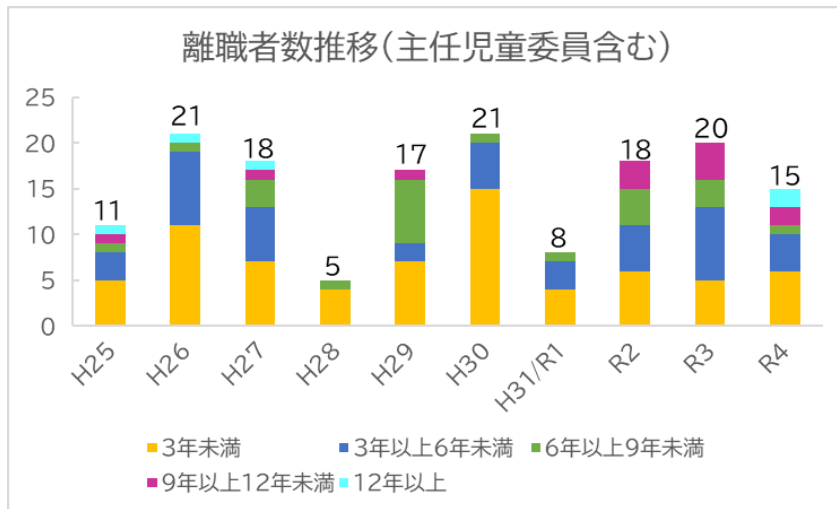
主任児童委員 有職/無職推移(一斉改選ごと)



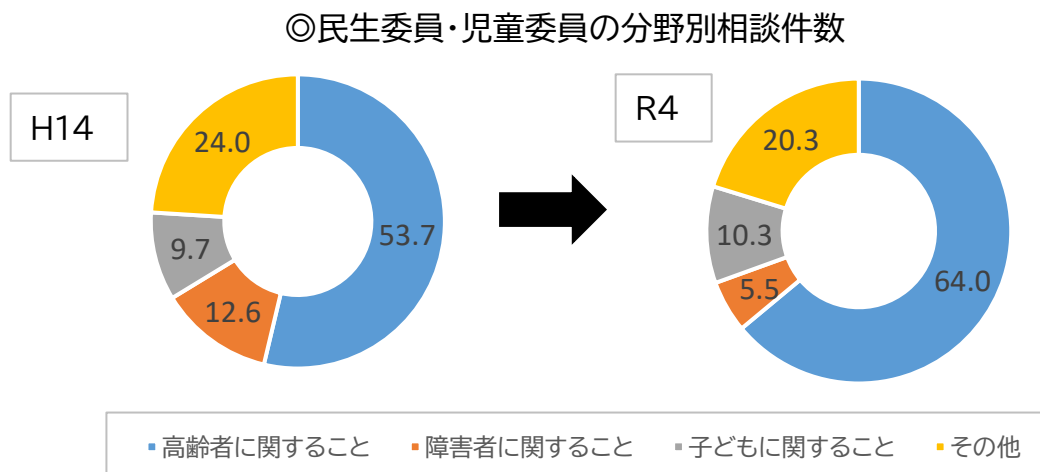
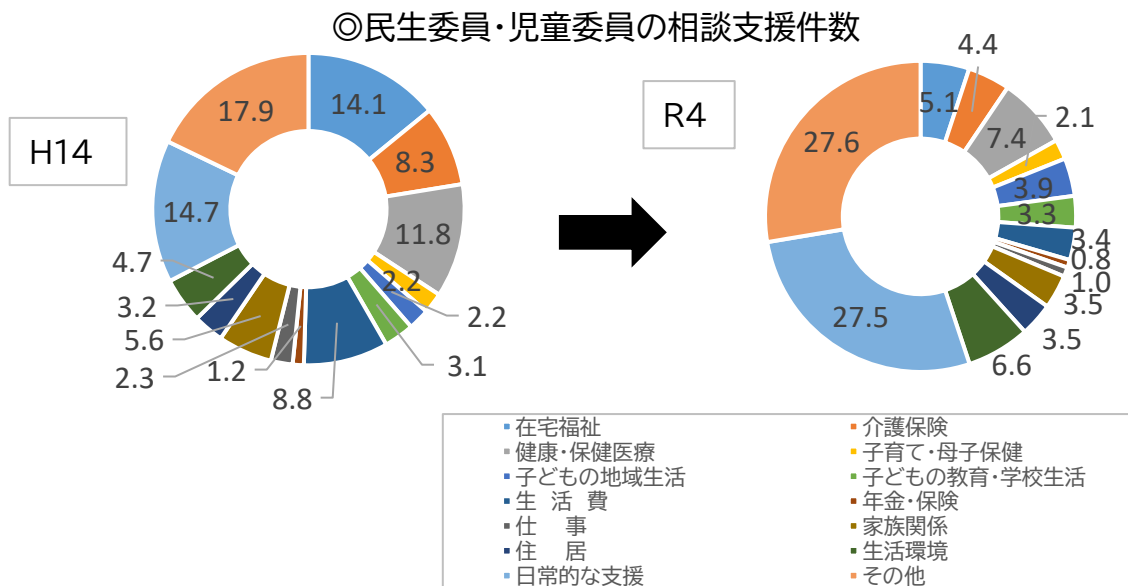
民生委員・児童委員(主任児童委員含む)の任期は3年であり、再任も可能であるが、一斉改選を経るごとに6年以上の在職年数である委員は減っており、在職年数が短い委員の数が多くなっていることがわかる。



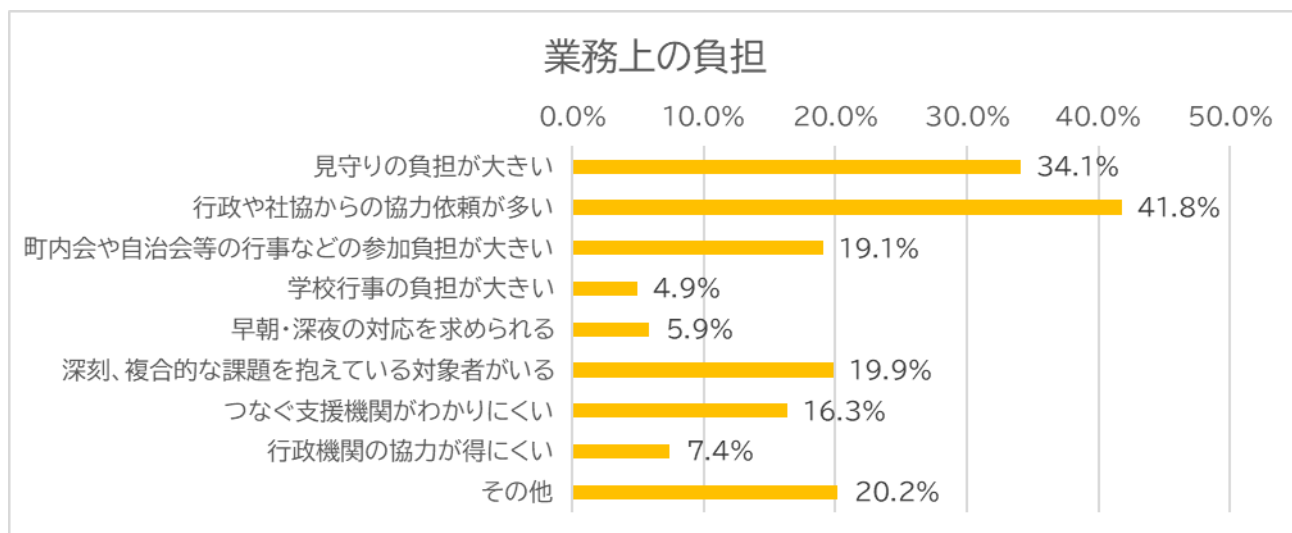
また、離職者数は年によってばらつきがあるが、離職者に占める割合は、経験年数の浅い委員が高い。



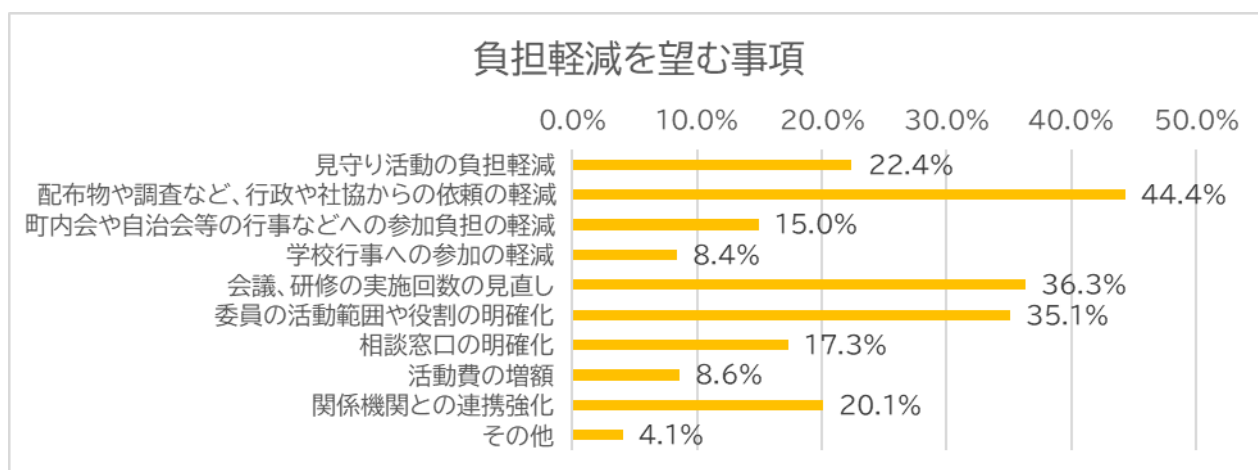
実際の活動内容としては、「日常的な支援」の割合がここ10年で増加しており、その活動の対象の6割以上は高齢者である。



実際に活動している民生委員・児童委員を対象に行ったアンケートにおいては、81%が民生委員・児童委員になったことを「とても良かった」「良かった」と回答するも、負担感については60%の委員が負担を感じて「いる」と回答している。負担を感じていた部分に最も多かった意見は「行政や社協からの協力依頼が多い」(41.8%)、次いで「見守りの負担が大きい」(34.1%)、「深刻、複合的な課題を抱えている対象者がいる」(19.9%)と回答があった。



委員の活動を続けていくために負担軽減を望む事項としては、「配布物や調査など、行政や社協からの依頼の軽減」(44.4%)で最も多く、次いで「会議、研修の実施回数の見直し」(36.3%)、「委員の活動範囲や役割の明確化」(35.1%)と続いている。



これらのことから、実際に対応している対象者は高齢者が多く、日常的な支援が求められることが増えているが、公的機関からの依頼事項や会議、研修などで時間を割かれることが多く、負担を感じていることが分かる。また、民生委員・児童委員の主たる活動の1つである見守り活動にも負担が感じられていることから、実際の活動のフォローについても検討する必要がある。

(4)まとめ

様々な社会福祉関連法が制定される中で、最低限の社会保障や生活保障が整備されてきていることが市民にも実感されている一方で、日々の生活に関する困りごとを抱える市民は減らず、独居世帯の増加など生活スタイルの変化を背景に、孤独・孤立のリスクを抱える人が増えているなど新たな社会課題が出現している。

前述の、全国の民生委員・児童委員を対象に行われたモニター調査「社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査」では、社会的孤立状態にある人(世帯)に支援が入ることになったきっかけは、「民生委員の訪問で発見」「本人・家族からの相談」「近隣住民、自治会・町内会からの相談」が上位3位を占めており、行政や専門機関では発見できない課題の感知に、民生委員・児童委員が大きな役割を果たしていると言えよう。このように、地域の中で暮らす民生委員・児童委員には、地域に密着していることで住民が抱える課題を早期に発見し、専門機関等へつないだり、地域の支え合いの輪に参加を促すなど、見守り活動からの継続的な支援へつなぐという役割への期待が大きいと考えられる。また、この役割は、今後孤独・孤立の課題を抱える市民が増えることが予想されている中で、これまで以上に必要性が高まることが予想される。

しかし、現状の民生委員・児童委員の構成状況(高齢化・有職者の増加・経験年数の短い委員の増加)と活動の量や求められている活動の幅広さが釣り合っておらず、心身の負担感が増している状況にあり、最も民生委員・児童委員に期待される住民が抱える課題の早期発見及び専門機関等へのつなぎという役割に、注力でき難い状態になってしまっていると言える。

5 課題に対する基本的な考え方

これまでの議論を踏まえ、民生委員・児童委員に期待される活動を十分に行える環境を整備することが課題と言える。

そのため、具体的には、現在、民生委員・児童委員にとって負担に感じられている「活動の量・幅広さへの対応策」、「活動に対する精神的負担への対応策」、そして民生委員・児童委員活動を地域の協力も得ながらスムーズに行えるような「環境づくり」を進めていきたいと考える。その中でも、民生委員・児童委員が活動をするためには、活動できる時間がある等物理的な環境を整える必要が最も高いと考えられる。

6 具体的な取組(案)

(1)活動の量・幅広さへの対応策(業務の再検討・簡素化・効率化)

➤ 市・市社協等の依頼事項

取組内容	目的
依頼事項の要旨フォーマットの作成	依頼事項について、その内容、目的を把握しやすくする。

<取組の詳細>

従来の方法
<ul style="list-style-type: none"> ・依頼事項のある課や団体は、三役会、各区理事会にてその内容を説明する。 ・説明する際は、関係資料を用い、口頭にて説明。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>依頼内容によっては、各地区定例会にて会長が周知する。</p>

民生委員・児童委員に何を求めている依頼なのか不明確な場合がある。
 =よく分からないが依頼事項が多いという印象につながる。



今後の方法
<ul style="list-style-type: none"> ・依頼事項のある課や団体は、三役会、各区理事会にてその内容を説明する。 ・説明する場合は、依頼事項要旨フォーマットに内容をまとめて記載し、必要に応じて添付書類をつける。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>依頼内容によっては、各地区定例会にて会長が周知する。</p>

民生委員・児童委員に何を求めている依頼なのが分かりやすくなることで、活動がしやすくなる。
 また、その依頼が本当に民生委員・児童委員に依頼すべき内容かの確認もしやすくなるため、不要な依頼の整理につながり、依頼件数の削減につながる。

取組内容	目的
高齢者実態調査の見直し	孤独・孤立リスクの高い単身高齢者世帯等へのアプローチの重要性を踏まえつつ、現在の調査の目的や、調査内容の活用方法等を整理し、その対象範囲(75歳未満の単身高齢者世帯等への対応等)や実施方法(様式や ICT ツールの活用等)などの検討を行うことで、より適切な調査に結びつける。

<取組の詳細>

・高齢者実態調査の結果の情報共有について

現在 調査結果について民生委員が必要と判断した場合は、各自が保管する福祉票に転記することで活用

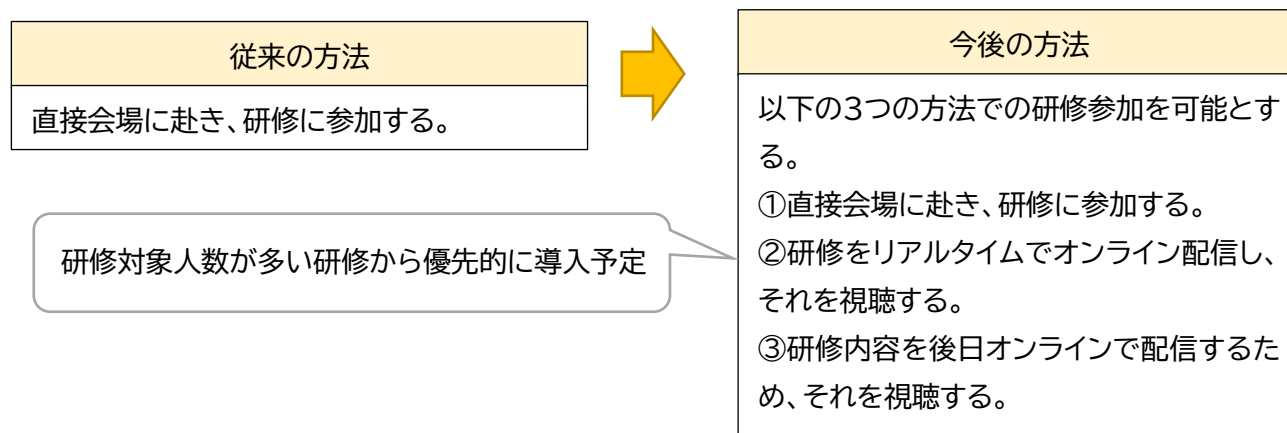
R6以降 必要に応じて、対象者名簿の控えを民生委員が保有することを可能とする。
 なお、控えの保有にあたっての手続きについては、市民生委員・児童委員協議会と協議の上、決定する。

※その他、対象範囲(75歳未満の単身高齢者世帯等への対応等)や実施方法(様式やICTツールの活用等)などは、市と市民生委員・児童委員協議会で検討を続け、より適切な調査に結びつける。

➤ 研修

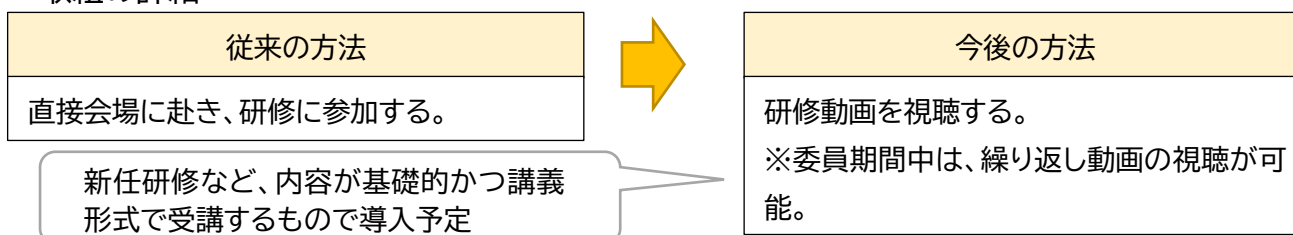
取組内容	目的
オンライン研修の導入	会場での参加以外に、リモートでの参加や、後日内容の配信を視聴することでの参加など、多様な研修受講を可能にする。

<取組の詳細>



取組内容	目的
動画視聴型研修の導入 (DVDの作成・動画の作成等)	委員の状況に合わせた研修受講を可能にする。また、繰り返し研修を受講することが可能なため、質の向上にもつなげる。

<取組の詳細>



取組内容	目的
研修の再編	研修の回数や内容を最適化することで、民生委員・児童委員に必要な研修が十分に受講できる体制を整える。

<取組の詳細>

*現行の研修一覧(市民児協)

No	区域	名称	構成員	
1	全体	全体研修会	民生委員・児童委員全員	
2	全体	中堅民生委員・児童委員研修会	2期目の方	
★	3	全体	主任児童委員研修会	主任児童委員
★	4	全体	人権啓発講演会	全体の5割程度
	5	全体	新任・民生委員・児童委員研修会	新任民生委員
	6	全体	正副会長研修会	正副会長研修
	7	全体	地区民生委員・児童委員協議会 正副会長・会計研修会	正副会長+会長
★	8	各区	全体研修会	各区民生委員・児童委員
★	9	各区	会長研修会	各区の地区会長
	10	各区	地域福祉部会	各区の民生委員児童委員
	11	各区	高齢者福祉部会	各区の民生委員児童委員
	12	各区	児童福祉部会	各区の民生委員児童委員
	13	各区	障害児(者)福祉部会	各区の民生委員児童委員
	14	各区	主任児童委員部会	各区の主任児童委員

※★印の研修を中心に、研修の再編を行う予定。

研修の目的等が似通っている研修の統合や、民生委員・児童委員の経験年数に合わせた研修の企画・受講など、民生委員・児童委員の研修体系を作成し、研修の最適化をはかる。

➤ ICTの活用(※)

取組内容	目的
会議のオンライン化、資料のデータ共有等、ICTの活用を支援 ※本報告書に沿った各種対応(後述のビジネスコンテストを含む。)の実施状況も踏まえながら、導入の是非を含めて検討	民生委員・児童委員活動においてICTの活用を進めることで、仕事をしながら委員活動をする方などあらゆる委員が活動しやすい環境を整える。

➤ 民生委員協力員制度(※)

取組内容	目的
民生委員協力員制度の導入の検討 ※本報告書に沿った各種対応(後述のビジネスコンテストを含む。)の実施状況も踏まえながら、検討	必要に応じて民生委員協力員の設置を可能とすることで、民生委員活動の分担による負担軽減や、相談しながらの活動が可能となるといった精神的負担の軽減

(※)検討にあたっては、本報告書に記載の「具体的な取組」の推進状況の確認及び、民生委員児童委員協議会へのヒアリングやアンケート等を行う。

(2)活動の分かりにくさや不安からくる精神的負担への対応策(活動のサポート・明確化)

➤ 市・市社協等の依頼事項

取組内容	目的
高齢者実態調査の取扱いの明確化・周知	調査の目的や個人情報の取扱いに配慮した活用方法等を民生委員に対して明確化・周知することにより、活動をよりスムーズに行うことを可能とする。

<取組の詳細>

*現行の高齢者実態調査

目的:身体の状態に応じて必要な介護保険などの保健福祉サービスの情報提供、緊急時や災害時の消防や自主防災の迅速な援護のための資料として活用するために、静岡市と静岡市民生委員児童委員協議会との共同実施事業として行われている。

調査対象者:75歳以上(調査年度の4月1日時点)の方

(ただし、65歳未満の方と同居している方を除く。)

実施方法:民生委員が調査対象者の自宅を訪問し、ご本人の身体の状態や緊急時の連絡先などについて聞き取り調査を行う。

実施時期:毎年4月～6月頃

調査の活用方法:(1)市は、調査結果をもとに支援の必要があると認める調査対象者について、担当の地域包括支援センターに訪問を依頼し、必要な支援の提供につなげる。なお、調査結果による訪問依頼等に関しては、地域包括支援センターから、民生委員へ情報共有する。

(2)調査した内容について民生委員が必要であると判断した場合には、各自が保管する福祉票に転記することで活用する。

※(2)については、P17 で記載のとおり、取扱いの変更を市と市民生委員・

児童委員協議会で検討を進める。

上述の取扱いについて、民生委員に対して明確化・周知していく。

取組内容	目的
避難行動要支援者名簿の取扱いの明確化・周知	名簿の取扱いについて民生委員・児童委員に期待をすることや、名簿情報の活動での活かし方等を共有することで、民生委員の精神的負担の軽減や、活動をよりスムーズに行うことを可能とする。

<取組の詳細>

*現行の避難行動要支援者名簿の取扱い

目的:それぞれの地域における災害時の自助、共助を基本とした、避難行動要支援者の支援体制の整備のための活用

対象者:名簿に掲載されている方は、災害時に他者の手助けがなければ避難できない「在宅の方」(=避難行動要支援者)のうち、地域に自分の情報を提供することに同意があった方

活用方法:<平常時>

自主防災組織の活動への協力(自主防災組織が防災マップを作成する際など)、台帳の作成協力 など

<災害時>

避難誘導・自主避難の呼びかけへの協力、安否確認と避難支援への協力

※災害時は、民生委員・児童委員の安全確保が最優先

上述のような内容を、民生委員・児童委員に対して明確化・周知していく。

➤ 民生委員・児童委員活動の明確化

取組内容	目的
民生委員・児童委員活動の手引きの改訂	民生委員・児童委員の活動内容等についての記載をより具体化させることで、活動範囲や役割の明確化を行い活動しやすさの向上をはかる。

<取組の詳細>

民生委員と関係機関の情報連携のあり方(個人情報の取扱いを含めて)や、見守り対象者別の対応方法など具体的な内容を追加する形で、手引きの改訂を行う。

(例)民生委員・児童委員と行政の情報連携のあり方・個人情報の取扱いについて

- ・民生委員・児童委員は福祉事務所の協力機関として職務を行うものとされており、その円滑な活動の実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要がある。
- ・民生委員・児童委員は特別職の地方公務員であるため、個人情報の提供が法令に基づく場合

や、法令に定める事務の遂行のために民生委員・児童委員が協力する必要がある、本人の同意を得ることが困難な場合は、本人の同意がなくても個人情報の提供を受けることが可能(個人情報保護法第 27 条第1項第1号及び4号)。

⇒手引きの中には、現在行政から提供されている個人情報の一覧を掲載するほか、民生委員・児童委員へのヒアリングに基づき、具体的事例を取り上げ、QA を作成予定。

(例)見守り対象者別の対応方法

対象者	見守り方法
福祉票に記載のある方	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者宅への訪問や、電話連絡などにより、体調等の聞き取りや困りごとの有無の確認など生活の様子をうかがう。 ・地域でのイベントなどで会ったタイミングで、生活の様子をうかがう。 ※地域での集まりや、イベントに参加していない場合は、対象者に寄り添いながら参加を促す。
ひとり暮らし高齢者等 (高齢者実態調査の結果などから、見守り対象と考えられる方)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者宅への訪問や、電話連絡などにより、体調等の聞き取りや困りごとの有無の確認など生活の様子をうかがう。 ・S 型デイサービスなど地域での集まりへの参加を促し、そこで生活の様子をうかがう。 ※地域での集まりや、イベントに参加していない場合は、対象者に寄り添いながら参加を促す。
生活保護受給者	<ul style="list-style-type: none"> ・保護開始時に区生活支援課より情報提供がある。 ・生活保護受給者には、市の担当者(ケースワーカー)がつくので、<u>訪問や電話連絡等の見守りは必須ではないが</u>、生活状況や対象者の様子から気になる点等あれば、担当者へ情報提供する。
その他支援が必要と思われる方 (8050 世帯、ひきこもりなど含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・活動を行う中で、支援が必要と感じる世帯があったら、福祉票に記載の上、支援を行う。 ・対象者宅への訪問や電話連絡により、生活の様子をうかがう。 ・専門的な支援が必要と考えられる場合は、行政等へつなぐ。

※支援を行う中で、例えば支援対象者から支援の同意を得ることができない場合など、必要に応じて関係機関へ情報提供を行い、連携体制が取れるようにする。

⇒見守り方法については、民生委員・児童委員へのヒアリングに基づき、具体的事例を取り上げ QA も作成予定。

取組内容	目的
活動ハンドブックの作成(※)	民生委員・児童委員活動時の疑問などをすぐに解決できることで活動時の不安を解消する。

(※)検討にあたっては、本報告書に記載の「具体的な取組」の推進状況の確認及び、民生委員児童委員協議会へのヒアリングやアンケート等を行う。

➤ 研修(再掲含む)

取組内容	目的
個人情報の取扱い、守秘義務をテーマにした研修の導入	活動中に不安を抱きやすい個人情報の取扱いや守秘義務をテーマに研修し、活動上の不安を解消する。また、正しい知識を得ることで、関係機関との連携しやすさにもつなげる。

<取組の詳細>

- ・民生委員・児童委員全員を対象とした研修
- ・関係機関との個人情報の共有の方法や、守秘義務の範囲、個人情報保護法についてなど、日々の活動の中で抱く疑問を解消できるような内容で構成。
- ・実例なども含めた研修をすることで、実践に活かすことができる内容構成とする。

取組内容(再掲)	目的(再掲)
研修の再編	研修の回数や内容を最適化することで、民生委員・児童委員に必要な研修が十分に受講できる体制を整える。

取組内容(再掲)	目的(再掲)
民生委員協力員制度の導入の検討 ※本報告書に沿った各種対応(後述のビジネスコンテストを含む。)の実施状況も踏まえながら、検討	必要に応じて民生委員協力員の設置を可能とすることで、民生委員活動の分担による負担軽減や、相談しながらの活動が可能となるといった精神的負担の軽減

(3)活動のしやすい環境づくり(周知広報等)

➤ チラシ・パンフレットの作成

取組内容	目的
民生委員・児童委員の活動周知チラシ(フォーマット)の作成	民生委員・児童委員の活動周知チラシ(フォーマット)を作ること、地域団体及び地域住民に対して、地域福祉にとっての民生委員・児童委員の必要性の理解を深め、委員活動をスムーズに行えるようにする。また担い手の確保にもつなげる。

<取組の詳細>

- ・A4 サイズのチラシを作成。
- ・チラシのフォーマットは、編集可能な形としてインターネット上に載せる。地域特性に応じて編集し、地域での活用につなげられるように作成。
- ・内容は、民生委員・児童委員の地域での具体的な活動例や、民生委員・児童委員の存在が地域にとってどのようなメリットがあるか(反対に、民生委員・児童委員の欠員があるとどのようなデメリットにつながるか)など、民生委員・児童委員活動について理解が深められるようなものとする。

取組内容	目的
候補者説明用のパンフレット(フォーマット)の作成	候補者向けにパンフレットを作成することで、委員活動へのイメージや、地域にとっての委員の必要性の理解ができるようにする。そのことにより、活動を始めた際に、活動前に抱いていたイメージとのギャップを少なくする。

<取組の詳細>

- ・A4 サイズのパンフレットを作成。
- ・パンフレットのフォーマットは、編集可能な形としてインターネット上に載せる。地域特性に応じて編集し、地域での活用につなげられるように作成。
- ・内容は、民生委員・児童委員候補者用に、民生委員・児童委員になった場合の具体的な活動、活動頻度等が分かるようなパンフレットの作成を行う。実際の委員の活動例も載せることで、具体的なイメージにつなげる。

➤ バックアップ体制

取組内容	目的
民児協事務局の機能強化	民生委員・児童委員の活動をサポートする民児協事務局の機能強化をはかることで、民生委員・児童委員がよりスムーズに活動できるようにする。

<取組の詳細>

民生委員・児童委員の活動をサポートする、民児協事務局について十分な体制となっているか検討し、機能強化をはかる。

(4)その他

➤ 官民連携の取組

取組内容	目的
ビジネスコンテストへの参加	現状の課題を民間企業にも共有し、民間企業の有する技術や発想を取り入れることで、官民連携で行える取組の導入、課題解決を目指す。

<取組の詳細>

- ・民間企業に対し、行政が抱える社会課題について説明し、解決に資する提案を、官民協働で実現させるビジネスコンテストへ参加する。
- ・提案内容について審査し、実現可能性や取り入れた場合の費用対効果などを勘案し、実行する。
- ・社会課題については、本検討会で整理された民生委員・児童委員が抱える課題(民生委員・児童委員の活動の量、求められている活動の幅広さにより、民生委員・児童委員に期待される役割に注力でき難い活動環境になっている)について説明予定。

7 成果指標等

具体的な取組の推進を行い、以下の項目について達成がされることを確認し、その状況に応じて具体的な取組の再検討を実施する。各項目の数値については、一斉委改選ごとにその達成状況を確認することとする。

	現状 (R4.12.1時点)	目標
民生委員・児童委員(主任児童委員含む)の定員充足率の維持向上	95.7%	95.7%以上
民生委員・児童委員の平均年齢上昇防止	69歳1か月	69歳1か月以下
民生委員・児童委員の65歳未満の割合上昇	26.9%	30%
民生委員・児童委員に対するアンケート調査「委員活動に負担を感じている」割合の低下	59.5% ※R4.10～11に実施のアンケート結果より	50%以下
民生委員・児童委員の1期以上の再任率の上昇	65.4%	65.4%以上

資料編

資料1 静岡市民生委員・児童委員等の活動環境の整備に関する検討会設置要綱

静岡市民生委員・児童委員等の活動環境の整備に関する検討会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、地域福祉の推進や災害時の対応など重要な役割を果たしている民生委員・児童委員をはじめとする地域福祉の担い手が、住民の抱える課題の複雑・多様化に伴いその活動が多岐に渡っている現状を踏まえ、今後もその力を十分に発揮できるよう、活動環境の整備の推進方策について検討するため、静岡市民生委員・児童委員等の活動環境の整備に関する検討会(以下「検討会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 民生委員・児童委員等の現状及び課題の整理
- (2) 民生委員・児童委員等の活動環境の整備推進に向けた方策の検討
- (3) 民生委員・児童委員等の地域福祉の担い手の安定的な確保に関する検討
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める事項

(組織)

第3条 検討会は、委員20人以内をもって組織する。

2 検討会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民生委員・児童委員に関し優れた識見を有する者
- (3) 地域福祉に関し優れた識見を有する者
- (4) 市職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、令和6年3月31日までとする。

(座長)

第5条 検討会に座長を置く。

2 座長は、市長が指名する。

3 座長は、検討会の議長となる。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、検討会に属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、検討会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月17日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

資料2 静岡市民生委員・児童委員等の活動環境の整備に関する検討会委員 名簿

区分	所属	委員
学識経験者	静岡福祉大学福祉心理学科教授	渡邊 英勝
	静岡県立大学 経営情報学部経営情報学科 兼 経営情報イノベーション研究科 講師	木村 綾
現職委員	静岡市民児協常任理事 中島地区会長	稲田 明善
	主任児童委員葵区代表	土屋 雅裕
地域関係団体	葵区賤機地域包括支援センター 管理者	金森 久美子
	静岡市自治会連合会 常任理事	隅倉 正員
	駿河区地区社会福祉協議会連絡会 会長	福地 明雄
	地域福祉(生活支援)コーディネーター リーダー	池谷 雄介
	ボランティアセンター清水 リーダー	大澤 佑介
民児協事務局	静岡市民生委員児童委員協議会 事務局	北島 啓詞
	葵区民生委員児童委員協議会 事務局	松永 哲一
	駿河区民生委員児童委員協議会 事務局	石原 英登
	清水区民生委員児童委員協議会 事務局	村松 千春
行政	葵福祉事務所 生活支援課 課長	近江 一禎
	駿河福祉事務所 生活支援課 課長	戸田 正弘
	清水福祉事務所 生活支援課 課長	大橋 倫明
	保健福祉長寿局 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部 次長	酒井 真
	保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課 参与兼課長	西島 弘道
	保健福祉長寿局 健康福祉部 高齢者福祉課 課長	杉原 義人
	子ども未来局 子ども未来課 参与兼課長	萩原 祥古

～ 静岡市民生委員・児童委員、主任児童委員の皆様へ

アンケート調査ご協力のお願い ～

日頃から本市福祉行政につきまして、格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。このたび、静岡市は、民生委員・児童委員、主任児童委員の皆様を対象にアンケートによる活動実態調査を実施致します。ご多忙のところ、誠に恐縮ですが、アンケートの回答にご協力をお願い致します。

アンケートの目的

高齢化の進行や世帯構造の変化、住民が抱える生活・福祉課題が多様化・深刻化している中、その相談支援にあたる民生委員・児童委員の「活動負担の増大」、「担い手不足」が全国的に大きな課題となっています。アンケートにより、民生委員活動の現状と課題を明らかにし、行政や関係機関による適切な支援を検討し、導入することで、民生委員の活動負担の軽減や、新たな担い手の確保を進めたいと考えます。

～ご記入にあたってのお願い～

- ① 回答いただいた内容は、自由記載を除いて統計数値として集計・分析し、令和5年度に設置予定の検討会議の中で、活動支援策の検討資料として活用させていただきます。
- ② ご記入いただいたアンケートは、同封した封筒に入れ、地区会長にご提出ください。
- ③ アンケートの地区会長への提出期限は、11月18日（金）です。

アンケートの実施についての問合せ先

《静岡市役所 福祉総務課》

電話：054-221-1366

時間：8：30～17：15（平日）

問1 あなたの活動経験と委員の種別を教えてください。(R4.10.1現在)

【活動経験】

- 1 1～2期
- 2 3～4期
- 3 5期以上

【委員の種別】

- 1 地区担当
- 2 主任児童委員

問2 地区名を教えてください。

() 地区民生委員児童委員協議会

問3 委員になったことをどのように感じていますか。一つに○をつけてください。また、そのように感じている理由は何ですか。()に理由をご記入ください。

- 1 とても良かった
- 2 良かった
- 3 少し後悔している
- 4 とても後悔している

理由()

問4 委員の活動に負担を感じていますか。該当するものに○をつけてください。

- 1 いる
- 2 いない

問5 問4で負担を感じているとお答えの方に伺います。【業務上の負担】【精神的・環境的な負担】それぞれどのような場合に負担を感じていますか。該当するすべてのものに○をつけてください。その他の場合は、負担に感じる内容を()にご記入ください。

【業務上の負担】

- 1 見守りの負担が大きい
- 2 行政や社協からの協力依頼が多い
- 3 町内会や自治会等の行事などの参加の負担が大きい
- 4 学校行事の負担が大きい
- 5 早朝、深夜の対応を求められる
- 6 深刻、複合的な課題を抱えている対象者がいる
- 7 つなぐ支援機関がわかりにくい
- 8 行政機関の協力が得にくい
- 9 その他()

【精神的・環境的な負担】

- 1 どこまで支援していいかわからない
- 2 プライバシーにどこまで踏み込んでいいか戸惑う
- 3 適切に支援ができていないか不安に思う
- 4 援助を必要としている人との人間関係の作り方が難しい

- 5 住民からの期待が大きく、責任が重いと感じる
- 6 地域の社会福祉に関する知識や理解が不足している
- 7 身近に困っていることを相談できる仲間や先輩がいない
- 8 家族の理解が得られにくい
- 9 仕事との両立が難しい
- 10 その他（ ）

問6 あなたの周りに活動を応援してくれる方はいますか。該当するものに○をつけてください。

- 1 いる
- 2 いない

問7 活動を応援してくれる方について、該当するものすべてに○をつけてください。その他の場合は（ ）に応援してくれる方を記入してください。（問6で「いる」と回答した方のみお答えください。）

- 1 近所の方
- 2 自治会の方
- 3 民児協
- 4 同じ時期に委員になった方
- 5 知人
- 6 家族
- 7 その他（ ）

問8 委員の活動を続けていくために必要と思われるものは何ですか。【負担軽減を望む事項】【人員の確保】【研修の充実】それぞれ該当するすべてに○をつけてください。その他の場合は、（ ）に内容を記入してください。

【負担軽減を望む事項】

- 1 見守り活動の負担軽減
- 2 配布物や調査など、行政や社協からの依頼の軽減
- 3 町内会や自治会等の行事などへの参加負担の軽減
- 4 学校行事への参加の軽減
- 5 会議、研修の実施回数の見直し
- 6 委員の活動範囲や役割の明確化
- 7 相談窓口の明確化
- 8 活動費の増額
- 9 関係機関との連携強化（9が○の方は、問9にもお答えください）
- 10 その他（ ）

【人員の確保】

- 1 元民生委員などOBによる応援体制の確保
- 2 民生委員（主任児童委員）の増員
- 3 委員の業務を補助する人の選任、設置（協力員など）
- 4 その他（ ）

【研修の充実】

- 1 選択研修制度
- 2 自己研鑽のための研修参加費用の助成
- 3 その他（ ）

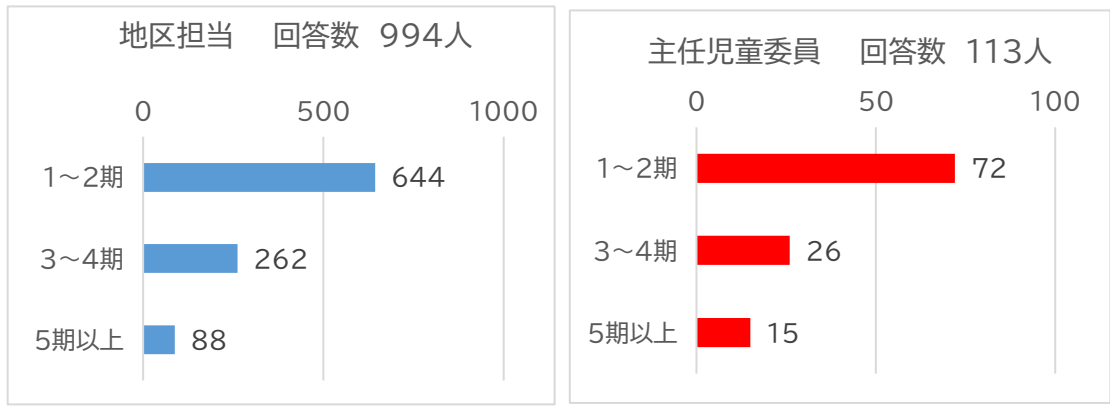
問 9 問8で「9関係機関との連携強化」が必要とお答えの方に伺います。具体的に連携の強化を希望する機関はどのような機関ですか。該当するすべてのものに○をつけてください。その他の場合は、（ ）に機関名をご記入ください。

- 1 地域包括支援センター
- 2 市の関係機関
- 3 社会福祉協議会
- 4 法律関係者（弁護士、司法書士等）
- 5 教育関係機関
- 6 警察関係
- 7 その他（ ）

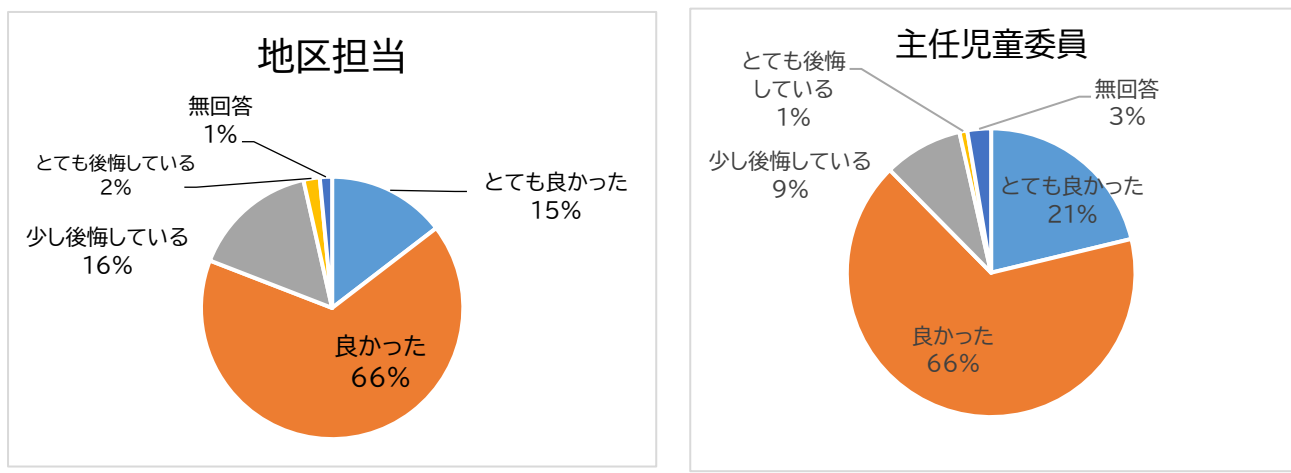
問 10 民生委員、児童委員の活動の負担軽減や担い手確保に向けて、解決すべき課題や、今後の活動支援策について、ご意見、要望等があれば記入してください。（自由記述）

資料4 「資料3 民生委員・児童委員対象アンケート調査」結果まとめ

問1 あなたの活動経験と委員の種別を教えてください。(R4.10.1現在)



問3 委員になったことをどのように感じていますか。一つに○をつけてください。また、そのように感じている理由は何ですか。()に理由をご記入ください。



①「とても良かった」理由(抜粋)

地域の人達との交流
<ul style="list-style-type: none"> ・地区の方々と多くのことについてお話ができた。 ・世代の違いを超えて多くの人と関わることができた。 ・色々な人達と接する事ができ、貴重な体験ができる。 ・地域の方とのつながりが深まったこと。 ・地域に貢献でき、人々とも親しくなれた。
やりがいを感じた
<ul style="list-style-type: none"> ・他人を思いやるということを身につけた。人間関係を築くことの大切さを感じた。視野が広がった。地域の方々を知り合いになれた。福祉に係る事柄を知ることができた ・地域の実状がわかって良かった。 ・面識が今までなかった人と関わりがもてること、人として自分も成長できる。 ・地域の人と接触が強まり生きがいを感じる時がある。 ・知らなかった方々の働きを知ったこと又、多くの方が地域の為に働いていることを知らせて頂きました。 ・地域の社会福祉推進の一助となれた為。

良い経験ができた

- ・良い仲間と共に（大変でしたが）素晴らしい経験が出来た。
- ・とてもよい経験をした。いろいろな人と関わりをもち、人脈が広がった。

勉強になった

- ・住民との交流ができ勉強する事が多かったです。
- ・福祉の勉強になりました。
- ・何も関心のない世界を見直し勉強できたことに感謝しています。
- ・知らなかった事がたくさんあり良い勉強をさせていただきました。
- ・自分知識の甘さを痛感した。
- ・町内の事で自分に出来る仕事があって大変勉強と色々なことを覚えました。
- ・自分自身も勉強する経験を与えてもらった。
- ・何も知らずに生活をしていましたが、研修等に出させて頂いたり、近所を訪問させて頂いたり、とても自分自身の勉強になっております。
- ・町内の事で自分に出来る仕事があって大変勉強と色々なことを覚えました。

その他

- ・自治会長として良かった。
- ・以前から関心がある活動で実際になって、行政と住民の間のギャップに改めて課題を感じる。
- ・地域福祉の仕組みを少しばかりですが知り、関わることができました。が、社協の仕事は軽減してほしい。

②「良かった」理由(抜粋)

交流ができたこと

- ・多勢の人と知り合えた。
- ・交友関係の広がり（いろんな考え方等刺激を受ける）。
- ・地域の方と交流がもてた。
- ・担当地区の人々を始め、多くの人々との交流が出来た。民生委員同士の継がりもできた。
- ・今まで地域活動に協力できていなかったの、受けたがいろいろな方々と交流ができて良かったです。
- ・多くの人とのつながりができた、地区社協について知ることができた。
- ・地域や学校などで交流が出来る。
- ・地域の方々と親しく交流を持てたこと。何人かのトラブルの解決にお手伝いできた達成感。
- ・いままで交流のなかった人達と知り合えたり、地域の実情なども知ることができました。

地域のことを知ることができた

- ・地域の実態、実状がわかり、地域にわずかではあるが貢献できているという実感がもてる。
- ・地域やお年寄りの方を今まで以上に知ることができた。
- ・今の自分が地域にも役に立つと感じたから。
- ・突然の相談で時間が取れない時は大変苦労するが、地域の現状がわかり、自分の頭の回転には助かっている。
- ・地域貢献ができたので。
- ・地域社会や子育て中のお母さんの手助けが少しでも出来ていると感じられる時にお引き受けして良かったと感じます。
- ・地域の方々の実状がわかり、親しくなり信頼関係ができつつある。自身の向上心が高まった。
- ・地域の人達とのつながりができた事や福祉に関する事を知ることができた。
- ・地域福祉について良い勉強になった。
- ・地域の人々と接し、会話し、人柄にふれた事。独り暮らし方の多かった等。。
- ・地域の情報をキャッチできる。また、行政からも処々ご指導いただける
- ・自分が住んでいる地域について、児童委員の活動について、子供について、様々な知識を得る事ができた事。
- ・喜んでなった訳ではないが、地域の方々と親しく触れる事が出来（見守り、訪問、声かけ）自分の地

域社会が広がった。(自分の豊かな老後)

- ・今まで知らなかった地域の仕組みを知ることができた。
- ・地域の人に感謝されることが多い。
- ・福祉機関の構造が分かり、地域の方と親しくなれた事。

仕事との両立について

- ・仕事が月～金になり、活動に支障が出始めている現状がある。
- ・地域に貢献できるやりがいはあるが、仕事との両立が難しい。

勉強になった

- ・多くの人と知り合え、自分自身の人生の勉強にもなった。
- ・子育ての会に協力出来たし、地域の事、その他色々知る事が出来、勉強にもなった。
- ・福祉について知る事が多い。
- ・いろいろの方と接する事ができ、勉強になりました。
- ・色々な勉強会に参加出来た。
- ・高齢者社会に於ける実態が大変勉強になった。
- ・独居の高齢者の色々な問題に対応でき、包括の重要性とか生活支援とか、民生をやる事で勉強になった。
- ・民生委員の仕事を通して地域活動、福祉の支援等を勉強できた。
- ・福祉について今まで知らなかった事又は役割、大切さを知る事ができ、役立つことができたこと。

やりがい

- ・要支援者から頼りにされ、心が通じ合ったとき。
- ・同じ目標の仲間ができた。
- ・民生委員にならなければ経験出来なかった事。
- ・困った人を助けられる。自分が組織の一員になれる。
- ・困りごとの相談を受け解決し有難うと言葉を受けた時。
- ・居住地区の実態が把握でき、困り事に向き合うことができた
- ・町内など今まで知らなかった方たちの状況確認が出来、見守など支援をしていきたいと思いました。
- ・地区の一員として又人として多くを感じ、学ばせていただいた反面、自分の器の小ささゆえ私で良かったのだろうかと思し訳ない想いもあります。
- ・苦勞した分自分向上になった。
- ・担当している高齢者に訪問を感謝された時は社会の役にたっていることが実感できた。
- ・研修会、講習会、講演等、為になる事が多い。今まで面識がなかったお年寄りの方に頼られ喜びを感じることもある。
- ・民生委員はとてもやりがいのある役だと思えます。知らなかった一人暮らしの高齢者の方に会いお話が聞けてとても良かったです。
- ・色々な方と知り合う事ができ、地区の現状も知り、これからの人生に人の役にたてるのは有意義だと思う。
- ・尊敬できる先輩や同僚に出会えた。社会貢献に関われた。
- ・困っている人の役に立てた時、やりがいを感じる。
- ・地域にお住いの方の様子が変わり、また頼りにされていると感じることにやりがいを感じた。
- ・相談を関係機関につなぎ、感謝された事。不安や悩みをきき、その人の気持ちに寄り添えた時、人の役に立てて良かったと感じる。
- ・少しでも社会に恩返しができる。
- ・保健師の資格、経験が地域にお返しできている。
- ・活動を通じ人間として成長できた。
- ・重荷に感じる時もあるが世界が広がった気がする。

③「少し後悔している」理由(抜粋)

民生委員活動についての後悔

- ・良かったとも、後悔しているとも思っています。なってみないとわからない事だった。
- ・民生委員の活動内容を良く理解出来ていない状態で民生委員になってしまって活動の大変さに少し後悔している。

- ・転居して数年の為、担当した地区になじみが薄く訪問しづらい時もあった。
- ・地域の付き合いが増し良かったが多忙である。
- ・見守りや協力依頼参加など役割が満足に果たせない。
- ・相談があった時の対応が難しい、不安がある。
- ・活動量が多過ぎる。行政側が民生委員に頼りすぎ。
- ・活動日時の時間、場所等の制約が多い。
- ・定例会、部会、研修会参加以外の事、つまり本当にやるべき事が実質何もできなかった（コロナ禍であることが大きく影響した）。
- ・自分の住んでいる地域でないため行き届かない（わからない為）。
- ・見守り、早朝、深夜の対応が大変。
- ・初めての経験も多く勉強になることも多いが、力不足、能力不足を痛感する。

負担を感じる

- ・精神的負担が大きい。
- ・ある程度の個人情報がなくでは活動に支障があることが理解できるが（要支援者名簿も含む）高齢者実態調査の書類はあまりにも重い情報であると認識するのですが、このような書類を持たされる事に重圧を感じる。
- ・地区担当で外出より、会合等多過ぎて、家の事（介護等あり）時間をとられる。
- ・いつも電話連絡を気にしてなくてはならない。

後任について

- ・後任がみつからない。
- ・活動の負担になっている。後任がいないのでやめられない。
- ・前期の方が9年間委員をやっていて他にいないのでどうしてもと言われ引き受けましたが、わからない事が多すぎて大変でした。

仕事との両立

- ・仕事が多く勤務しているとなかなか難しい。
- ・仕事や介護があり、研修の時間が長い。
- ・会合で仕事を休まなければならない。
- ・活動の時間が限られていて、時間帯に合わない仕事を持っている為。
- ・仕事をもっていることもあり、活動に時間制限があり困っている方の役に立てているのか疑問に感じる事がある。
- ・フルタイムで勤めているので、定例会時には早退になり会社の人に迷惑をかけてしまった。週末にしか活動が出来ないので体調が辛かった。
- ・仕事との両立が難しい、地区社協委員との兼務も大変。

その他

- ・年々年を重ねてきて見守りの必要性が増えている。
- ・学校評議員として小学校、子ども園に参加させてもらっていますが、意見を求められてもたいしたことが言えずにいます。
- ・トラブルを経験したことはなく、情報も入ってこないが、自分の活動が今のままで良いのかわからない。
- ・自治会内の事をあまり知らなさすぎ、役に立っているのかの疑問。
- ・自分あるいは家族の生活を後回しにしないでなくてはならなかった事。
- ・認知症の人の対応の仕方が難しい。
- ・自治会役員と兼務となり、多忙と活動について対応が不安。
- ・高齢者が施設及び親族に引き渡されても民生委員の方に連絡もなく困っている。

④ 「とても後悔している」理由（抜粋）

仕事との両立

- ・仕事の両立が難しい。仕事に時間を盗られ地域住民への対応の時間が少ない。担当者として責任を感じている。
- ・仕事や自分の時間をけずり、負担が大きすぎる。

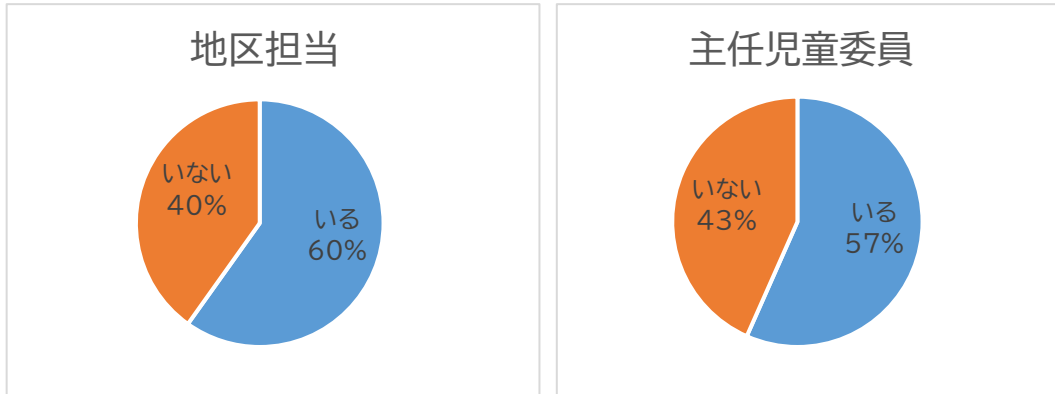
委員活動についての悩み

- ・全体を把握することがとても大変、できない。どこまでしたらいいかわからない。
- ・役を全う出来て誇りに思えます。委員間、高齢者、地域など対人関係に小さなストレスも多々あり、辛く思う時もありました。

その他

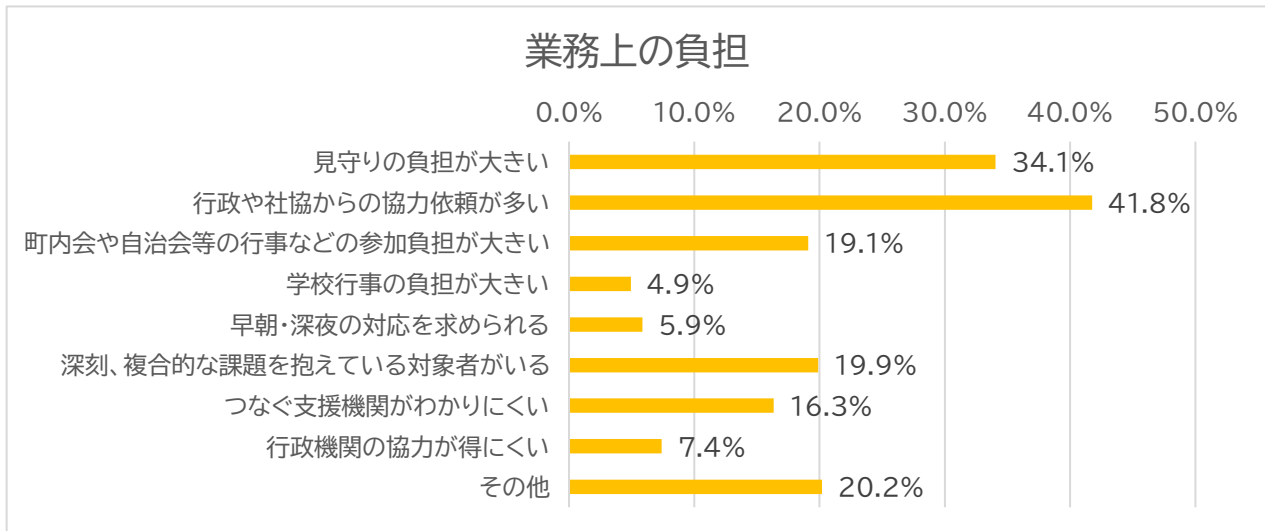
- ・前回なった時は若かったので色々なことがしっかりできたが、思いの他負担が大きかった。

問4 委員の活動に負担を感じていますか。該当するものに○をつけてください。



問5 問4で負担を感じているとお答えの方に伺います。【業務上の負担】【精神的・環境的な負担】それぞれどのような場合に負担を感じていますか。該当するすべてのものに○をつけてください。その他の場合は、負担に感じる内容を()にご記入ください。

【業務上の負担】



「その他」理由 (抜粋)

個人情報

- ・守秘義務、書類を預かっている事。
- ・処理が全て手書。同様の名簿が多く、パスワードをかけてデータ対応ができればずいぶん改善される。
- ・個人情報が開示されない。

仕事との両立

- ・ 仕事をしているので会議などに出席する時間を作るのに負担を感じる。
- ・ 定例会や大会等の時、仕事がある為に早退しなければならないこと。
- ・ 平日の活動が多く、仕事との両立が難しすぎる
- ・ 全体会合が平日の昼間なので仕事を休まなければならないので土日とか夜間もできないかと。
- ・ 仕事をしている為、定例会や行事等迷惑をかけているかと思っています。
- ・ 仕事に行く時に、相談がきた時に対応がとれない時がある。
- ・ 各関係機関との関りや研修等の回数が多く仕事とのバランスがとりにくい。

精神的な負担を感じる

- ・ 役員を重複しているため時間的拘束が多い。
- ・ 時間がとれない、年齢的に夜間の外出に不安を感じる。
- ・ 民生委員が対応する問題かどうか不明な相談がある（7との関連）。
- ・ 担当地区で孤独死の方を出してしまった時の精神的な苦痛。
- ・ 地域のお手伝いが多い。行事が多い月がある（少ない時と多い時のまばらが大変）。
- ・ 責任ある任務を果たすためには自分の人生経験が浅すぎる為。
- ・ 具体的なことより精神的なものが多いです（急に TEL があったりして対応しなくてはならない時もあります）。
- ・ 民生委員・児童委員には免職が実質的にないため、不適切者や不適切と考えられる状況になった時に、地区民児協の活動、運営が非常に困難。なにより精神的負担が大きい。

行事、会合が多い

- ・ 会議への出席、地区定例会資料作成が多い。
- ・ 自分の子供の用事と重なったりすることがある。夜の会合が大変。
- ・ 参加行事が全体的に多い。

社協、市からの依頼業務が負担に感じる

- ・ 地区社協関係（S型デイへの参加、会議、各委員として参加・出席）への関りが多い。
- ・ 会計、子育てトークの行事に関する買い物、資料作り、定例会の参加、学童の会合への参加、とにかく時間を削られることが多い。
- ・ 社協や行政からの伝達事項が多い。

活動内容、範囲がわからない

- ・ 活動記録の記載方法がいまいちわからない。
- ・ どこまで訪問してよいかわからない。
- ・ 目の届かない所で問題がおきている事がある。
- ・ 行政が民生委員に求めている内容が明確ではない。
- ・ 学校がどのような協力体制を必要としているかわからない。
- ・ 何をどこまでやるのが正解なのかわからず、参加や協力の声をかけられると断りづらい。

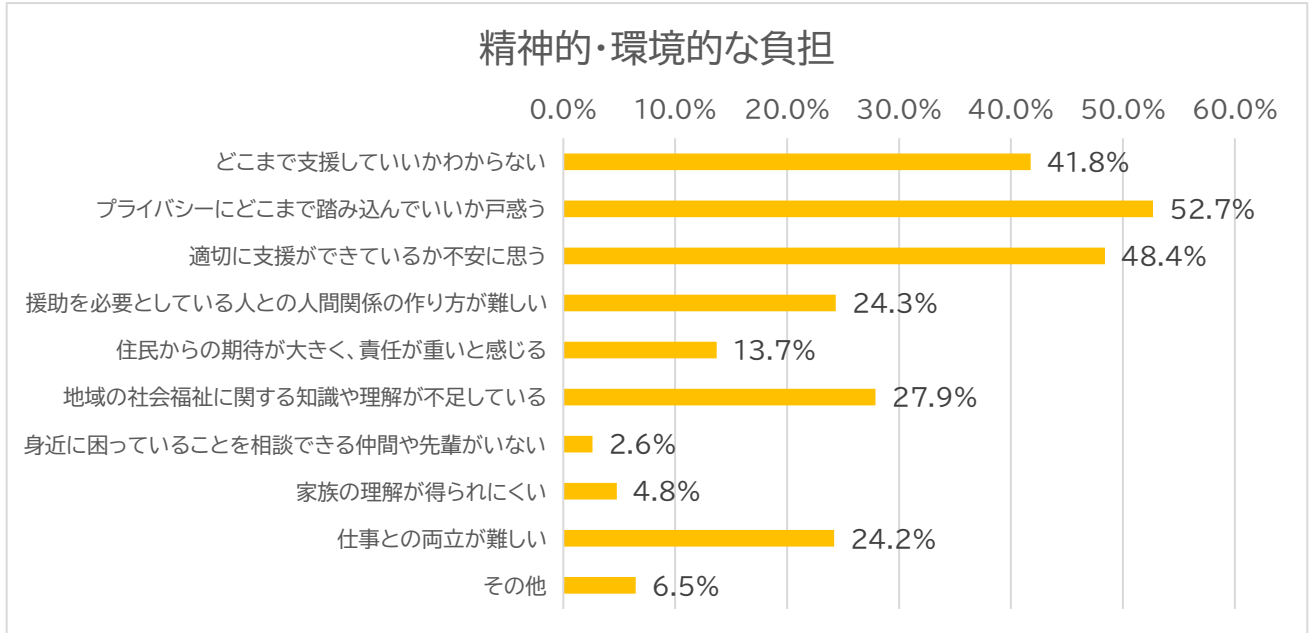
その他

- ・ 自分が活動しているもので手一杯なので時間と余裕がなかった。
- ・ 周囲から民生委員ならこういったことも今までの人はやってくれたなど言われ、今の活動が以前と変わったことを理解されていない。
- ・ 高齢者の悩み相談が多い。
- ・ 地区社協にも所属しているため、役割が多い。
- ・ 住民が民生委員を理解していない、地域の組織がよく理解できていない。
- ・ 地域の活動に全く参加しない人が増えている。高齢化が進み、実務に携わる人が少ない。
- ・ 時間的制約がある、忙しい時が集中する、関りがむずかしい。
- ・ 子育てサロンの運営が難しい。
- ・ 4期までは負担は感じませんでした。2~4期は会計。5期になって会長の仕事が多すぎる。会長同志横のつながりがなく、もっと会長同志で話が聞けたらたいへん良かったと思う。やはり年に1回の研修

は必要です。その時に色々聞けるので…。

・ 深刻な課題を抱えている対象者がいて行政に連絡したが、私自身気になっているが担当地区なので、その後の連絡がほしい。自分の足で対象者宅に伺い聞きました。

【精神的・環境的な負担】



「その他」理由（抜粋）

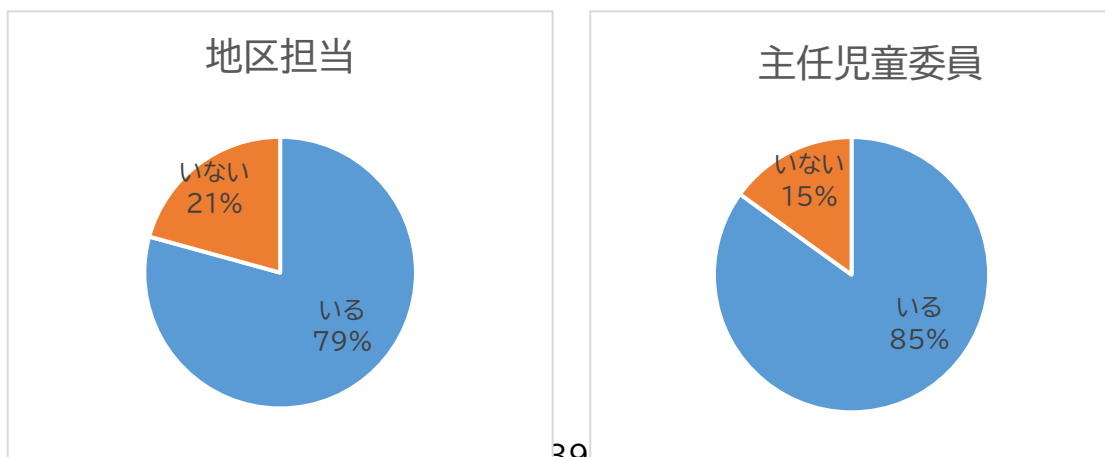
プライベートとの両立

- ・ 在宅介護者がいるので家事がままならない。
- ・ 家族の理解あつての民生活動であるが、24時間休日なし、自宅電話等、委員、家族への負担が大きい。
- ・ 他の組織との兼ね合いが難しい時がある。
- ・ 趣味との両立が難しい。

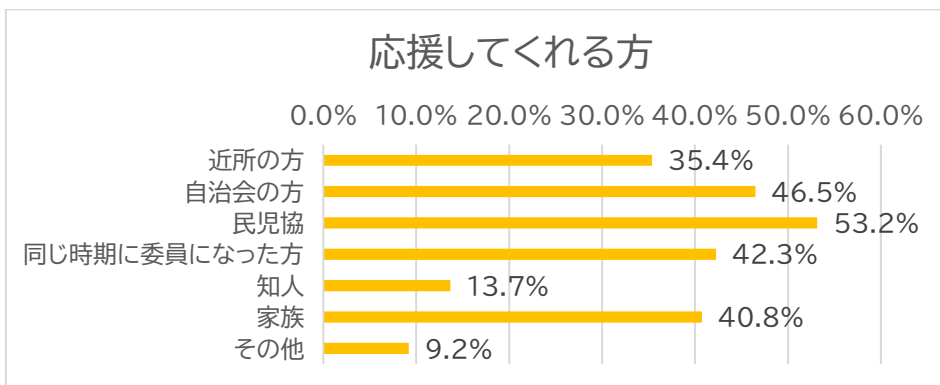
その他

- ・ 住民が民生委員を理解していない。
- ・ 関係機関への連絡、報告で記載が大変。
- ・ 認知症が進んできている人への対応の仕方。
- ・ 委員を引き受けてから常に責任を感じている。適切なアドバイスが出来ているか考えてしまうことがある。

問6 あなたの周りに活動を応援してくれる方はいますか。該当するものに○をつけてください。



問7 活動を応援してくれる方について、該当するものすべてに○をつけてください。その他の場合は（ ）に応援してくれる方を記入してください。（問6で「いる」と回答した方のみお答えください。）

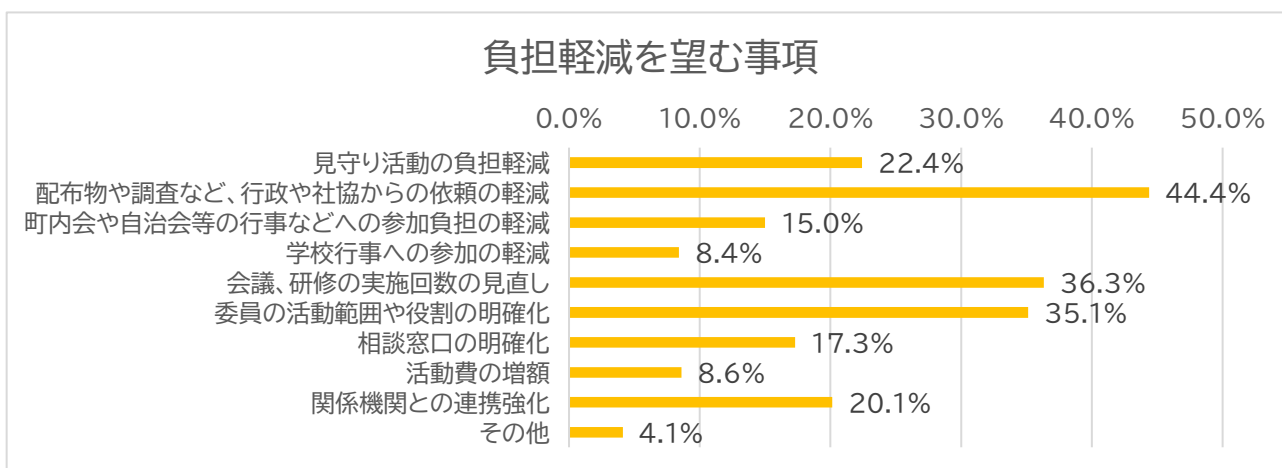


「その他」理由（抜粋）

前任の民生委員	23人
現役民生委員	11人
包括支援センター	13人
社協（市社協・地区社協含む）	8人
学校関係（スクールソーシャルワーカーなど）	5人
子育て関係（児童館、ボランティアメンバーなど）	4人

問8 委員の活動を続けていくために必要と思われるものは何ですか。【負担軽減を望む事項】【人員の確保】【研修の充実】それぞれ該当するすべてに○をつけてください。その他の場合は、（ ）に内容を記入してください。

【負担軽減を望む事項】



「その他」理由（抜粋）

社協、市からの業務依頼の軽減
・大口の赤い羽根募金など、集金するのが負担だ。
・講演会の動員、赤い羽根、民生委員の日街頭での配布物の動員。
・民生活動はやればやるほど費用がかかる。TEL代やハガキ等。
・責任もって担って担当する行政サイドの対応。

仕事との両立

- ・仕事との両立を図るため、夜の時間の研修があってもいいと思う。
- ・仕事との両立出来る様にしてほしい。
- ・平日昼間の会議は、70歳定年の今、職を持った人には参加が難しい。夜か土日の会議に変更すべき。

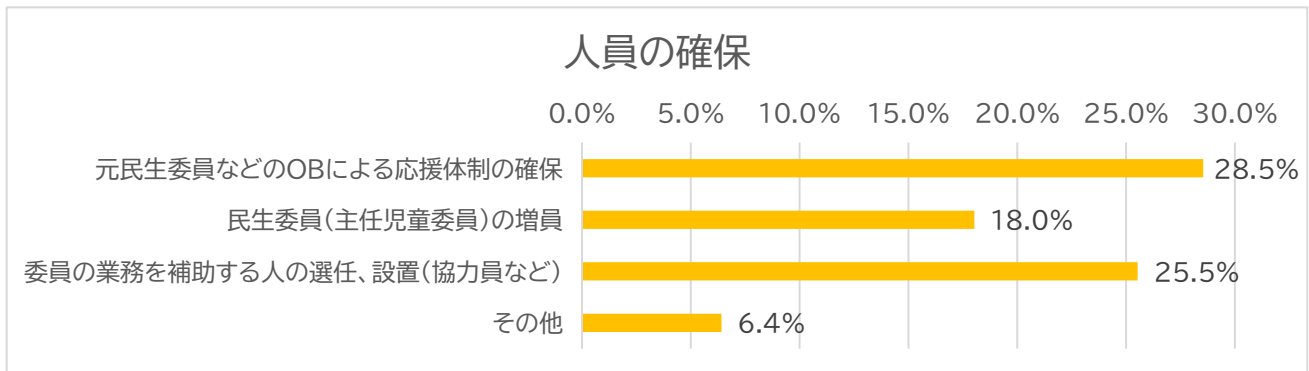
会議や式典の見直し

- ・研修の機会を多く、幅広く。
- ・定例会の開催時間の見直し（夜間開催実施）。
- ・昼間の大会への出席は大変です。
- ・式典は活動とは無関係なので廃止希望。

その他

- ・デジタル対応。
- ・地区社協委員との兼務の廃止。
- ・民生員が町内に2人いると相談でき、力になれるような気がする。
- ・中学、小学校が個人情報なので、余り教えたがらない。同じ民児協の方々からの理解が重要
- ・近隣者の協力。
- ・初任者研修。もちろん継ぐ役としては行政の話は大切でしたが、民児協委員でもある想いの持ち方とか良かったこと、姿勢の在り方の話を行政の話より先に聞きたかった。
- ・常任理事会でのお持ち帰り資料の軽減（あおい23、協議会だより、むすぶ、つなぐ等）。2カ月に1回行政の方が地区に来られる時でも良いと思う。
- ・高齢者に関する福祉と介護の関係性がわかる。行政又は関係機関の組織図があると助かる。

【人員の確保】



「その他」理由（抜粋）

自治会との協力

- ・公募する。自治会への協力をもっと強くお願いする。
- ・中山間地なので、地域を把握できれば、地域の自治会等との協力は得やすい。包括との連携も助かっている。

人材確保の問題

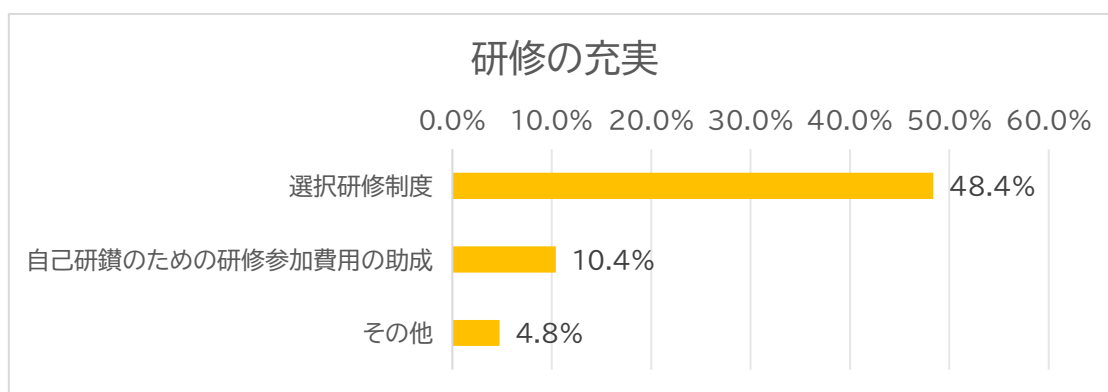
- ・退任する際、後任を選出するのが大変だった。
- ・将来のことを思うと、後任を見つけることができるか心配。
- ・後任の選択を現民生委員に主に委ねている事。
- ・各地区民児協の定員を自治会が責任を持って確保。（任期終了の委員が後任を探すのが慣例となっているのはおかしい）

その他

- ・社協、町内会、民生委員との役割の明確化（協調）。
- ・主任児童委員は民生委員が兼務でも充分良いと思う、主任児童委員をなくしその分民生委員とする。
- ・町内の皆で共有できるように民生委員の位置づけをきちんとする。

- ・誰でも出来る様な環境作り。
- ・隣組の組長さんに自分の組の現状を把握、対応後に民生委員に流してほしい。
- ・現状民生委員を選任するのも難しいので、補助人を選出するのは難しいと思う。
- ・活動の広報をオープンにし、誰にでもなれることをアピールする。
- ・少子高齢化に伴い、民生委員の様々な条件を上げていかなければこれから先に民生委員になる人が少なくなると思う。
- ・2期から3期くらいは継続してやれる責任感のある人を選ぶ。町内の持ち回りでいい加減な人は選ばないこと。
- ・見守りのみにすれば担い手はいるはず
- ・担当地区（人員）半分位だと訪問回数とか、内容が充実すると思います。今現在ではまわりきれていない。昼間いない人が多く、土日、夕方に行っている人が多いため。
- ・自治会以外からの選任等を考える。
- ・地域住民の民生委員の役割を理解していただければ民生委員の活動がスムーズにいくように思われるので、人員増は必要ない。
- ・男性の委員の場合は女性の協力員配置。
- ・同地区に2人以上居るとよいと思います。お互い相談しあえるので。

【研修の充実】



「その他」理由（抜粋）

リモートの利用

- ・WEBの活用。
- ・オンラインを活用し自由な時間での視聴。
- ・オンライン研修を自宅都合のいい時に受けられるといいです。

実務に即した研修

- ・現状の状況では研修の設定をされても厳しい。たび、研修の充実が必要だと考えている。
- ・実務に即した研修会をやってもらいたい。
- ・民生委員になったら即「民生委員とは何か」という研修があったら良かったと今思います。
- ・民生委員になる前に、事前に一定の研修期間を設け再度確認、任命に就く。
- ・コロナ禍で最初の研修が充分でないため、迷いながらの行動することがあるので希望者に次年度の研修受けさせてほしい。特に活動記録の書き方（記入）。
- ・活動経験1期対2期。2期対3期の対談をしてレベルアップを計るような研修を検討してほしい。

研修、会議は選定が必要または必要ない

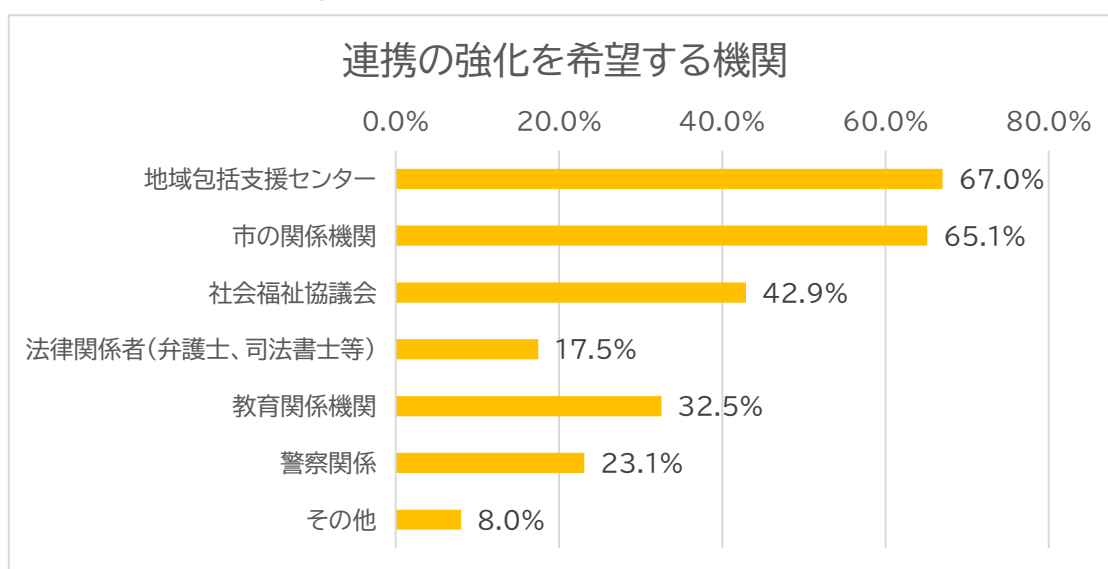
- ・研修が多いので少なく。
- ・事前に研修内容のガイダンスを配布しては如何か。
- ・本当に必要な研修を精選すべき。
- ・内容の充実。資料を読めば解る内容ではなく、その会場に行ったからこそ聞ける体験談とか裏技的な内容が重要なのではありませんか？
- ・研修は必要だが、問題はその内容。研修に出席しても「何だ」と思う事が多すぎる。

- ・民生委員個人の意識（民生委員に対する）を高めなければ、研修を何回やっても、また、充実させても意味がない。
- ・改選初期に研修を集中して行う。
- ・昼間勤務している委員に対して夜間、休日の研修実施。

その他

- ・委員を引き受けている人は高齢者が多いのでわかりやすい実情にあった話をしてほしい。
- ・具体的な対応は包括支援センターでやってくれるので民生委員としては対象者に向き合う心構えスキル程度で良いのではないかと。
- ・もっと主任児童委員の役割と活動を理解してほしい。
- ・「活動事例集」（令和3年度）を使った事例研修。

問 9 問8で「9 関係機関との連携強化」が必要とお答えの方に伺います。具体的に連携の強化を希望する機関はどのような機関ですか。該当するすべてのものに○をつけてください。その他の場合は、（ ）に機関名をご記入ください。



「その他」理由（抜粋）

自治会

- ・各自治会
- ・自治会の組長会議「年一回」に参加し各組長に民生員の紹介を行う様にする。

その他

- ・医療関係
- ・消防
- ・介護施設、ケアマネージャー
- ・精神福祉に関する領域でグレイゾーン方の支援をどこにつなげていいのかわからない。
- ・人権についての協議会、福祉活動に人権意識が土台になると思うので。
- ・介護保険を利用している人のケア、会議の中で連携を学ぶ機会を多くした方がよい。

問 10 民生委員、児童委員の活動の負担軽減や担い手確保に向けて、解決すべき課題や、今後の活動支援策について、ご意見、要望等があれば記入してください。（自由記述）

（抜粋）

- | | |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域と | <p>(1) 見守り、近隣との助け合い、委員の補助に対して自治会の協力体制がほしい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会との協力関係を明確にする必要がある。 ・見守りについては、自治会との関係を強くしていかなければならないのかなと思います。 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

の 連 携	<ul style="list-style-type: none"> ・社会環境が変化してきている現状において、今一度行政と自治会の仕組みの在り方等の見直しも必要と考える。 ・各自治会との連携・協力が必要!!役所も自治会と民生委員との連携・協力を意識し非常時には民生委員が単独で行動することなく自治会長と相談等をして行動する様にする。 ・負担軽減のために、各関係機関が積極的に関わってほしい。委員から連絡しないと動かないため。
	<p>(2) 災害時に要支援者名簿の活用に不安を感じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者実態調査等で調べた内容は、どれだけ生かされているのでしょうか？今回の断水で、給水の際充分に手を差し伸べる事ができたのでしょうか。「大丈夫ですか？」と心の支えになれたのでしょうか？出生届から死亡届まで、データはあるはずですから、次の大きな災害までに縦、横の繋がりを密にして調査や届け出の内容が生きるようお願い申し上げます。 ・災害時において、民生委員にどのような行動が求められているのか、明らかにしてほしい。 ・地域包括支援センターに連絡をすると大体のことは解答をだしてくれます。6年間、頼りにさせて頂き有難いと思っています。台風15号の際に水不足が生じ(断水)の折、自治会との連絡、協力がとれなかったことに後悔の念が残る。避難行動支援者名簿を持つと有効活用してもらいたい。任期中の6年間有意義に過ごさせて頂きました。
	<p>(3) 民生委員では対応できにくい応援体制方法の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員で対応できにくい病院送迎、ゴミ出し、買物についての応援体制方法の充実を願う。
	<p>(4) 高齢者と子供との交流を増やすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員＝高齢者となっているが、子供たちとのつながりをもっと深めたい。 ・担い手不足の原因の一つに近所の交流が減っていることがあると思います。老人と子供の交流など、働き盛りに影響と与えるような遠回しの交流が増やすのも方法。
	<p>(5) 包括支援センターの存在の重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一区の三年間の活動しか経験していないが、社会全てがプライバシーを守る姿勢でブザーを押すのも電話をかけるのも負担、ストレスがあり難しいと感じた。ストレスを感じながら三年間頑張りました。プラスになったことも多くあり、この経験を次の委員さんにもプラスとして頑張ってもらいたい。包括支援センターの存在は大きかった。 ・私の活動の中では地域包括支援センターの方々をお願いして解決することがほとんどで、とても有難いと感じています。今回の断水時は自分の家を守ることに追われてあまり地域の方々のお役に立てなかったと反省しています。三保(特に私の地区)は井戸水のある家が多く「ご自由にお使ください」と張り紙をしてあったり、知人、友人、親戚の助けもかなりあったと感じています。

周 知	<p>民生委員の活動や必要性をもっとアピールが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員、児童委員が忙しすぎると言いすぎの処があると思います。たしかに忙しいかもしれませんが、もっと民児協の良い処を広報して欲しいと思います。 ・民生委員・児童委員の存在を自分が委員になるまで知りませんでした。今、地域の人達がどれくらい認識しているか疑問に思います。民生委員・児童委員がどのように地域と関わっているか、みなさんが知ってくれば、その中で委員をやってみたいと思う人がもっと出てくるかもしれません。 ・民生委員、児童委員の活動内容が一般の人に周知されていない。学校の先生でも知らない人がいると聞いて落胆した。もう少し周知が必要だと思う。 ・新たに民生委員となった時に具体的に仕事内容を知る研修会を設定していただきたかった。 ・民生委員の活動を具体的に説明できるマニュアルが必要だと思います。 ・民生委員や児童委員の活動を広報やTVなどで(NHKの報道)もっと多くの人に知らせてほしい ・民生委員の活動において個人差、地域差を感じます。行政のサービスが充実してきた今の時代民生委員の役割が統一できればいいなと思います。
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

民生委員制度	<p>福祉体制等が進んでいる為民生委員の在り方を再度考え直す時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員制度そのものが、時代に合っているのか。 ・民生委員の在り方を再度考え直す時期。福祉体制が進んでいる現在、立ち位置があいまいだと思う。 ・民生委員制度ができた約 100 年前に比べ、サポート機関が充実しており、民生委員に求める活動も大きく変える事が必要かと思われる。委員個人で案件を解決してきた時代と違い、社会福祉制度が充実してきた今は、逆に委員個人のスキームでは制度への対応は難しく各機関との連携を中心とした活動に変えていかないと担い手確保が難しくなっていくと思われます。
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

仕事との両立	<p>(1) 仕事と両立できるように会議、研修など時間、開催日の選択制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日中の会議はなくして、夜の方が良いです。昼仕事をしている方は年休をとらなければならない為。 ・現役世代がほぼ日中お仕事をされていることを考えると、平日の昼間に研修があることを理由に委員になれない方が続出してしまいそうです。 ・仕事がある人もない人も同じ様に活動できるようにしておかないと、この先民生委員をやれる人が少なくなっていくのではないのでしょうか。 ・仕事を持っている委員が増えているのが時代の風潮であり、色々な立場の人が必要である。ただ、行動、会合への参加が難しい人も増えている。研修、行事に参加をすることで委員同士の理解やつながりが深まることが多い。仕事を持っている人、いない人の分断にならないようにフォローが必要になっていると思う。 ・仕事を持っていても活動できる配慮をしてくださると引き受けやすい。 ・仕事を持って活動することはとても大変だと思う。特に主任児童委員はなり手がなく「〇〇さえしてくれれば・・・」みたいな勧誘では、その後になった人に大変な精神的負担を与える。また、年齢制限もネックである。元気に活動できる人なら良いと思います。 ・現在の活動負担を考えると仕事を持っている方は大変だと思います。実際に直ちに辞める方もいます。最初にお願するときに簡単な仕事だからと安易に勧めることがない様にするべきだと思います。担い手を確保は厳しいのが現実だと思いますが、内容を正確に伝えて理解した上で引き受けてもらいたいと思います。 ・自営以外で仕事をしている方は、昼間の時間がとりにくい様です。土日や夜の会議を検討する必要があるかもしれません。 ・仕事をやりながらの活動は非常に大変。活動内容に守秘義務なものが多い。活動内容も多い。(事務的な仕事) ・仕事との両立が難しいので若い人が民生委員になりません。会議等の回数を減らすべき。 <p>(2) 自宅でのリモート研修、会合ができるような体制を作る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区外での研修をオンラインでしていただけると、仕事の合間など時間を確保しやすくなると思います。 ・静岡市(葵区、駿河区)等の遠方での全体研修は移動時間がかかり半日以上がつぶれてしまうので、仕事しながら(家に居ながら)リモートでの研修ができると仕事をしている人の負担が減り、委員活動をできる人の層増えると思います。 ・主任児童委員の活動についてはやりがいを感じているが、仕事をある程度はスケジュール調整しないと両立が難しい。清水区の端の地区なので会議(式典)で静岡中心街に出向くのは時間がかかる、オンライン参加できると助かる。
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

人材確保	<p>民生委員退任者による後任支援体制があると良い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他県の例ですが、副の方が一人いて、相談、手伝い(出席できない)の補いをしてくれて助かっているとの事。 ・元民生委員の方々の体験がとても参考になります。いつでも相談できるような体制を作っていたきたいです。ボランティア全般で、早い時期から子供達に教育する必要があると思います。ボランティアの教育がされてこなかった事にも(少しは教育されたかも知れませんが)問題があると思います。 ・任期の残り 1 年を次期委員になる方と一緒に活動できると引継ぎが上手くいくと思います。自分が民生委員になった時前任者には大変助けていただきましたが、実働を共にできる方がより解りやすいかと思ひます。 <p>公的機関、市、県の職員が退職時に民生委員になりたいと思えるよう働きかけて欲しい</p>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関で働いていた方々に、ぜひ民生委員を経験して頂きたいと思います。「生の声。日常の様子」が理解していただけたと思います。事務的なお仕事で「困りごと」の依頼を受けられても、事務上の処理では終わらないという事実を受けとめて欲しいと思います。 ・行政関係者が退職した時、町内や民生委員等、地域の活動に参加してもらえるような働きをしてほしい。 ・民生委員の選任に苦慮しています。公務員や教育などスキルのある方々に活躍していただくために退職時に地域活動への参加を働きかけてほしいと思います。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

個人情報	個人情報開示の規制緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・年々民生委員の活動の内容が多岐になってきている気がしますが、負担軽減の事ばかり考えても限界が有ると思います。つながりの大切さを発信することも大切なことだと思います。個人情報の壁が活動を難しくしていると感じます。個人的には自分の人間力をもっとあげていきたいと思えます。
	高齢者一人暮らし、実態調査の年齢引き上げによるためもう少し情報を開示して欲しい <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員活動と個人情報の取り扱いについて。現在、民生委員・児童委員は個人情報が高齢者実態調査に於いて得られる情報のみで情報は限られている。他所においては情報の共有化により市町村、自治体、地域包括支援センター、学校、警察、消防、社会福祉協議会などと共有し、地域福祉、安否確認、要支援者支援など体系づけられていると言う。担当地区では守秘義務が協調され過ぎ、連携も協力体制もすべて構築されていない様に感じています。

主任児童委員	認知度を高めて欲しい <ul style="list-style-type: none"> ・学区の小学校に対して主任児童委員のPR活動。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の未就園児対象の子育てトークの会に携わらせて頂き、若い世代に笑顔が増やせる喜びは今までにない嬉しい体験でした。ただ、中学卒業までの子育て支援と考えるとあまりに認知度が低く又、ボランティアならではの活動枠の狭さに困惑しました。地区に「主任児童委員」が2人居るということを例えば小学校の就学児童検診時や中学の入学式等の際に立ち合いで紹介して頂き、認知度を高めていただけたらと思います。

環境整備	市、各区、社協から依頼する業務について整理してほしい <p>S型デイサービスは主に私が中心となり、事務関係も担当し負担を感じる。連絡などいろいろな雑務に追われ苦痛の3年間でした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協からの依頼事項が役職についていて負担が多い。担い手確保は私的人の人間関係から探すのは無理。行政の指導が必要だと思います。業務の明確化、募金活動の軽減化。 ・赤い羽根共同募金の法人への協力依頼と集金は地区社協に願うほうが良いと思います。 ・民生委員は地区社協に属し必ず地区社協の委員も兼務しなければならないとかはやめてほしい。民生委員の活動だけにしてほしい。 ・①定年の延長、②地区によって大きな差があると思いますが、社協と民協が密接すぎて社協の仕事(主としてS型デイ等)がかなり負担となっていると思います。少しずつ改善しようとしていますが、かなり難しいです。③仕事をしている人でもやれるような活動にしてほしい。 ・社協との関係がわからない。赤い羽根の募金活動、援護金贈呈事業活動など趣旨はわかる。良いことだと思う。だけど良いことなら何でもやるのか。民生委員は社協の出先機関になっていないか。 ・行政の協力依頼が多すぎる。行政側が出来るような仕組みづくりを構築してほしい。 ・活動の内容を具体的にはっきりさせる。民生委員、各自の判断による差をなくすように。 ・生活支援課の方に生活保護の方の入院、転居などを定例会の時で良いので教えていただきたい。